

会議名称	北本市庁舎建設委員会	
開会及び閉会日時	平成21年1月13日（火） 正午～午後5時15分	
開催場所	上里町役場 本庄市役所 （視察）	
議長氏名	委員長 高岡 輝夫	
出席委員(者)氏名	1号委員 現王園孝昭、工藤日出夫 2号委員 菅野潤一、勝豊、田島和生、原田信美 3号委員 高岡輝夫 4号委員 矢部龍治、黒葛原武昭 5号委員 山島則義、小尾富士雄	
欠席委員(者)氏名	1号委員 福島忠夫 2号委員 染谷日菜 3号委員 和田 博 4号委員 野地恵美子	
説明者の職氏名	北本市政策推進課：吉野一	
事務局職員職氏名	北本市総合政策部 政策推進課長：吉野一 政策推進担当主査：福島弘行	
会議次第	1 開 会 2 あいさつ 3 視察行程 北本市役所発 — 上里町役場 — 本庄市役所 — 北本市役所着 4 閉 会	

<p>配布資料</p>	<p>【市配布資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 北本市庁舎建設基本計画(素案) 2 庁舎建設基本計画策定に関して(H20年12月)(案) 3 合併後の庁舎の利用状況について 4 視察先概要 5 庁舎建設特別委員会委員長中間報告 <p>【視察先配布資料】</p> <p>○上里町</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上里町庁舎視察資料 2 上里町庁舎建設住民アンケート調査集計結果 3 上里町庁舎建設事業費概要 4 各種パンフレット <p>○本庄市</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本庄市役所庁舎パンフレット
-------------	---

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
<p>司会</p> <p>委員長</p> <p>上里町事務局</p> <p>上里町副町長</p> <p>委員長</p> <p>委員</p> <p>上里町事務局</p> <p>上里町事務局</p> <p>上里町事務局</p> <p>勝委員</p>	<p>司会進行 事務局（北本市総合政策部政策推進課長）吉野 一</p> <p>1 開会</p> <p>2 あいさつ（車中）</p> <p>3 視察</p> <p>○ 上里町視察</p> <p>—上里町事務局進行—</p> <p>1) 開会</p> <p>2) 町あいさつ</p> <p>—上里町副町長あいさつ、省略—</p> <p>3) 北本市庁舎建設委員会委員長あいさつ</p> <p>—高岡委員長あいさつ、省略—</p> <p>4) 出席者紹介</p> <p>—北本市庁舎建設委員会委員自己紹介—</p> <p>—上里町出席者紹介—</p> <p>5) 庁舎視察について</p> <p>(1) 庁舎の建設について</p> <p>—上里町担当者による、資料に基づく説明—</p> <p>(2) 庁舎の見学について</p> <p>—上里町庁舎見学—</p> <p>○ 質疑応答</p> <p>・ 庁舎について見学をしていただきましたが、疑問点等ございましたら質問をお願いします。</p> <p>・ 合併との兼ね合いということで、建設の時点では合併を拒否としたと聞いているが、建設時点で、もし合併したとき、こ</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
上里町事務局	<p>の庁舎をどういう風に使っていくかというような議論はあったのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この建物を造るときには、多分なかったと思います。上里町として使う庁舎を造るということで進めていったものと思います。
勝委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネとしていろいろ工夫されていて、光熱水費も削減されているとお聞きしましたが、省エネ施設の維持管理という点でいろいろとお金がかかると思うのですが、トータルで考えて光熱水費が安くなった、メリットがあったといったニュアンスはありますか。
上里町事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多分あると思います。電気、電話、水道料込みこみで、庁舎の維持管理が7,700万円程であり、電気料でいいますと年間で約1,200万円で、月100万円くらいとなっています。平成14年度の当初予算では、2,000万円くらい組んでいたもので、予想の見込みより大分低いという実感を持っています。 <p>ただ、環境施設が多いこともあり、その保守管理を含めて維持管理を含めて年間7,700万円程度となっています。隣の市の本庄市も上里町の1.5倍ほどの庁舎を建設しておりますが、維持管理費は1億2,000万円程となっております。大体述べ床面積1,000㎡で1,000万円程度見ておかないといけないのかなというのが今の状態です。</p> <p>ただ、通常の修繕費なども建設してから、7、8年経っていますので、年間200万円程度出ている状況です。その辺も頭に入れておく必要があると思います。</p>
矢部委員 上里町事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕費で一番かかるものは何ですか。 ・ いろいろありまして、地下のポンプが壊れたり、電気設備の不具合や、トイレの自動水洗のセンサーの不具合など細かいものが増えてきています。常駐の設備員が一名おりますので、その方が簡単なものは対応している状況です。その辺

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
委員長 上里町事務局	<p>も含めたものとして、先ほど申し上げた7, 700万円程度となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調の関係は、中央管理室で一元管理と聞いたが、部分的な対応は出来るのですか。 ・集中制御で消すことは出来ますが、個々の部屋で対応することも可能となっています。
委員長 上里町事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の方は車で来る方が多いと思いますが、職員の方の駐車場はどのくらい確保していますか。 ・駐車場は、3箇所用意しており、町の予算で借地をしている状況です。土日などにはその部分を近隣の施設もあることからそういうところにも開放しています。本庄市などは、職員の分は市では確保しないという形になっていると聞いています。
原田委員 上里町事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場は何台あるのですか。 ・庁舎の正面に44台、反対側に50台程度、その他にも旧庁舎の跡地など、集合施設の間には100台程度確保して対応しています。確定申告などの時期は、停めやすい正面側の駐車場がいっぱいになってしまうこともあります。役所の周辺には必要台数は確保できているものと考えております。
黒葛原委員 上里町事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎を引っ越すときに備品は、旧庁舎のものを持ち込んだのですか。 ・殆ど持ち込んでおりません。椅子もOAチェアを採用しておりますが、職員から仕事のしやすい椅子、疲れにくい椅子などのアンケートをとり、その椅子を採用した経緯があります。
上里町事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・古い椅子などは、原則、公共施設、小中学校などに優先順位を与えて、持って行っていいということにしました。それ以外のものについては、一般住民を対象にして300円とか500円とか値段をつけて、財産処分をしました。それでも残ってしまったものは、鉄くずやに処分をしました。

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
市事務局 上里町事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内で働いている職員の数はどのくらいになりますか。 ・ 庁舎内の職員数は、１４０人くらいとなります。出先が３０から４０人くらいです。
勝委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北本市が庁舎を建てようとしているところのすぐ隣に文化センターがあり、この場合も隣に中央公民館があるという状況になっていることから、そういう状況を踏まえてお聞きします。庁舎内に町民ホールというものを造っておりますが、その利用状況などが、北本の場合も文化センターの中に展示スペースなどもある程度確保されていますが、庁舎にもそういうものを造りたいという意見があるのです。私は無駄なようにも思えるのですが、中央公民館を利用する人たちと庁舎を利用する人たちとでいろいろな面で層が違うと思うのですが、そういう点で、町民ホールの利用状況が公民館と比べてどうでしょうか。
上里町事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用率を比較していないのでなんとも言えないのですが、庁舎を利用する人が一日大体４００名程度です。展示する側からの希望としてはなるべく多くの人に来るところへ展示したいという希望がありまして、庁舎については大変人気があります。選挙で使用したりなど、いろいろな用途で使っておりますので、利用率は高い状況で、３分の２程度は埋まっている状況です。
黒葛原委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民ホールに対しての住民や職員からの評判はいかがですか。
上里町事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建てたときから、住民からの苦情は受けており、無駄な空間であるとのこと指摘をいただいたことがあります。議会からも一般質問などでもでており、もっと活用するようにとされたこともあります。
矢部委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 久米設計さんが設計業者として決まって、１年で発注となっており、短く感じるのですが、期間としては十分な期間だったと思いますか。

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
上里町事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分であったと思います。
矢部委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計業者の選定にあたり、プロポーザルを実施したとのことですが、何社の参加がありましたか。
上里町事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4者の参加があったと思います。参加費用として5万円だか20万円だかを町側が出して、基本的な模型を作ってもらったりしております。
矢部委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ その選定はどのように行ったのですか。
上里町事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には、諸条件を出して、それにあつた提案をしてもらい、模型や見やすい図面などを作っていました。その中から最終的に選んだが4者くらいだったと思います。それらを選んだのは建設検討委員会で、52名程度で組織していたと思います。
矢部委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計者が決定してから、椅子や備品などに対する発言権というのはあつたのですか。
上里町事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設検討委員会としては、庁舎の全体像から、この業者でいいとして、細かな備品等については職員側の委員が意見を出したと思います。職員内部でも組織を設置して、協議を何回か行っております。
	<p>—質疑終了—</p> <p>6) 閉会</p> <p>○ 本庄市役所視察</p> <p>—庁舎視察のみ実施—</p> <p>4 閉会</p> <p>—閉会あいさつ、省略—</p>
委員長	<p>議事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p>平成 2 / 年 2 月 10 日</p> <p>議長 </p>

北本市庁舎建設基本計画（素案）

北 本 市

平成21年1月

目次

はじめに

第1章 計画の前提条件

- 1-1 新市庁舎建設の目的
- 1-2 これまでの経緯
- 1-3 現庁舎の概要
- 1-4 市の概要

第2章 整備の方向性の検討

- 2-1 庁舎建設基本計画の位置付け
- 2-2 基本的な考え方
- 2-3 新庁舎の施設整備の考え方

第3章 新庁舎の規模の検討

- 3-1 規模設定の前提条件
- 3-2 施設規模

第4章 配置計画等の検討

- 4-1 土地利用計画の検討
- 4-2 配置計画の検討
- 4-3 平面計画の検討
- 4-4 仮設庁舎の検討

第5章 事業費及び財源の検討

- 5-1 建設費用
- 5-2 財源
- 5-3 維持管理費等の検討

第6章 市民意見の反映

- 6-1 複合施設の検討
- 6-2 事業費縮減の検討

第7章 今後の検討に向けて

- 7-1 今後のスケジュール
- 7-2 今後の課題、検討事項

第1章 計画の前提条件

1-1 新市庁舎建設の目的

近年の庁舎建設では、庁舎を住民情報の管理、サービスの器から地域の活性化、行政の文化化、市民参加の促進を図る場としても考えられており、従来からの行政ゾーンと議会ゾーンに加え、市民サービスゾーンが重要な位置付けとなっている。

本市の現庁舎は、昭和38年に建設されて以来、増築等を重ねてきたが、施設の狭隘化、窓口業務の分散化を余儀なくされており、エレベーター等の設置もされておらず、市民サービスにも支障をきたしている。

また、近年の高度情報化対策、バリアフリー対策、地球環境問題、多様な市民ニーズに対する迅速な市民サービスの提供等を行うにも支障となってきた。さらには、公共施設の老朽化等が起因する大震災時における救済対策や防犯拠点施設としての機能の遅れが、その後の市民生活に多大な支障をきたしたことから、庁舎等に代表される公共建築物の耐震性を一層強化することが必要とされている。

したがって、これらの諸問題を解決するとともに、市の将来像である「緑に囲まれた健康な文化都市」を実現するための拠点として、「市民自治の拠点となる市民に親しまれ市民に開かれた庁舎とすること」、「将来的な市民サービスにも的確に対応できること」、「地球環境に配慮した庁舎とすること」、「周辺地域との調和を図りながら市の将来都市像を表現する庁舎とすること」を目標に新庁舎の建設に取り組むものとする。

1-2 これまでの経緯

本市では、昭和59年に庁舎建設基金を設置して積立てを行うとともに、平成4年には、庁舎建設検討委員会を発足し、市制施行30周年となる平成13年の新庁舎完成を目指して検討を進め、平成10年12月には北本市庁舎建設基本計画を策定した。

しかし、バブル経済の崩壊を受けた長引く景気低迷や地価の下落などから市税収入が減少、財政状況が悪化する中で、土地区画整理事業の推進や既存の学校、保育所、公民館等の改修、圏央道の整備や新駅問題なども重なり、新庁舎建設に向けた方向が変化した。

特に平成12年3月の庁舎建設委員会の答申では、平成10年度に策定した庁舎建設基本計画に対し、新庁舎建設に向けた課題が指摘され、平成13年2月には「厳しい財政状況のなか、市民福祉の向上と義務教育施設等の整備など新たな行政需要に対応するため、庁舎建設計画は当分の間延期する（目標年次として市制施行40周年となる平成23年度に完成予定）」との市長方針が示された。

この市長方針に基づき、平成13年度には、新庁舎建設までの間（10年）、現庁舎を使用することを前提に庁舎改修設計を実施し、平成15年度予算として3億4,226万円の改修工事費を計上したが、本市を取り巻く合併問題が議論されていること、財政状況が厳しさを増す中での庁舎改修工事に着手することについて、再度慎重に検討が必要との判断から庁舎改修工事を凍結することとなった。

その後、市議会や市民の中で現庁舎の課題等から新庁舎の建設の必要性を問う声もあることから、改めて庁舎建設委員会が設置され新庁舎建設に対する考え方の整理を行い、平成19年3月に「庁舎建設基本構想」として答申がされた。また、併せて、市議会の庁舎建設特別委員会においても、新庁舎については可及的速やかに建設することとして委員長報告がなされた。

新庁舎建設の検討経過

年度	取組み事項
平成4年度	庁舎建設検討委員会を発足 ・ 平成13年（市制30周年）完成を目指す。
平成7年度	庁舎建設委員会を発足
平成9年度	庁舎建設基本構想の策定 ・ 庁舎建設委員会の基本構想に対する答申で「庁舎建設場所は現在地」とされた。
平成10年度	庁舎建設基本計画の策定 ・ 規模10,000㎡、6階建 ・ 建設費51億8,140万円 ・ 建物工事費41億6,000万円
平成11年度	財政難で庁舎建設が課題となる。 庁舎建設計画の見直し（庁舎建設委員会に諮問・答申）
平成12年度	庁舎建物診断調査の実施 ・ 第1・2庁舎の耐震性能が不足 ・ 庁舎改修費9億5,140万円 庁舎建設計画の見直し（庁舎建設検討委員会で検討着手） 庁舎建設延期表明
平成13年度	庁舎建設計画の見直し検討報告 庁舎改修設計報告 ・ 増築・改修工事費4億3,155万円 ・ 第5庁舎（676㎡）等の建設 建設費1億2,264万円 ・ 改修工事（空調等） 2億4,731万円
平成14年度	平成15年度予算に、3億4,226万円予算措置
平成15年度	財政難で庁舎改修工事が課題となり、増築及び改修工事等を凍結
平成17年度	新庁舎建設に向けて再度、課題整理と検討を開始
平成18年度	庁舎建設計画の再見直し（庁舎建設委員会へ諮問・答申） 庁舎建設基本構想の策定（H19年3月） ・ 現庁舎の置かれている状況や課題、市のシンボルとしての役割、災害時の復旧拠点としての機能などから、基本構想を具体化する基本計画を策定し、早期に建設に取り組むことの提言がされる。

	市議会庁舎建設特別委員会委員長報告（H19年3月） ・ 庁舎建設について、委員全員が賛成。可及的速やかに建設するとされる。
平成19年度 ～20年度	庁舎建設基本計画の策定に向けた取組み ・ 庁舎建設に関する市民説明会の実施

1-3 現庁舎の概要

（1）現庁舎の建設の経緯

現在に至る庁舎建設の歴史は、昭和34年の町制施行を契機に、行政の拠点施設として昭和38年に現在の第1庁舎を建設したのが始まりである。

昭和46年の市制施行を経て、人口増加等による行政需要の多様化に対応し、効率的な事務の執行を図るため、同49年市役所敷地を拡張して第2庁舎を建設した。

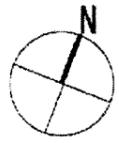
その後、昭和53年には会議室や倉庫等の不足解消のため第3庁舎を建設し、平成9年には隣接する民有地を借地して、第4庁舎を建設し現在に至っている。

□ 現庁舎の規模等

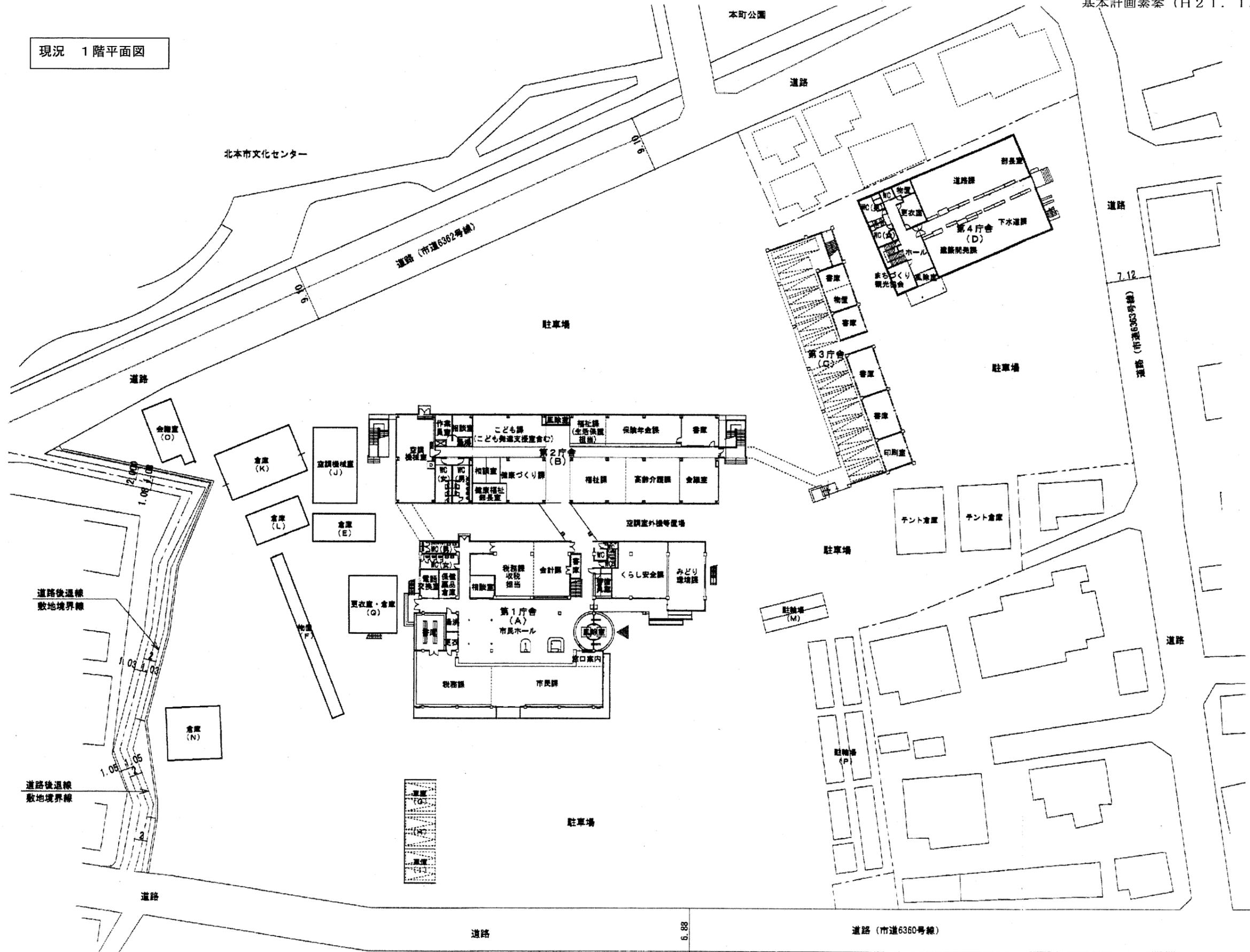
- ・ 位置：北本市本町1丁目111番地
- ・ 都市計画：市街化区域 第二種中高層住居専用地域
- ・ 庁舎敷地面積：約14,000㎡（第4庁舎借地面積を含む）
- ・ 既存庁舎建築面積：約3,720㎡
- ・ 既存庁舎延べ床面積：約5,725㎡（付属棟含む）

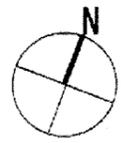
○庁舎別床面積等

建物名称	床面積	建設年月	備考
第1庁舎	約1,393㎡	S38.4	S53.9増築
第2庁舎	約1,586㎡	S49.3	
第3庁舎	約857㎡	S53.9	
第4庁舎	約900㎡	H9.3	
その他付属棟	約989㎡		倉庫・自転車置き場等
合計	約5,725㎡		

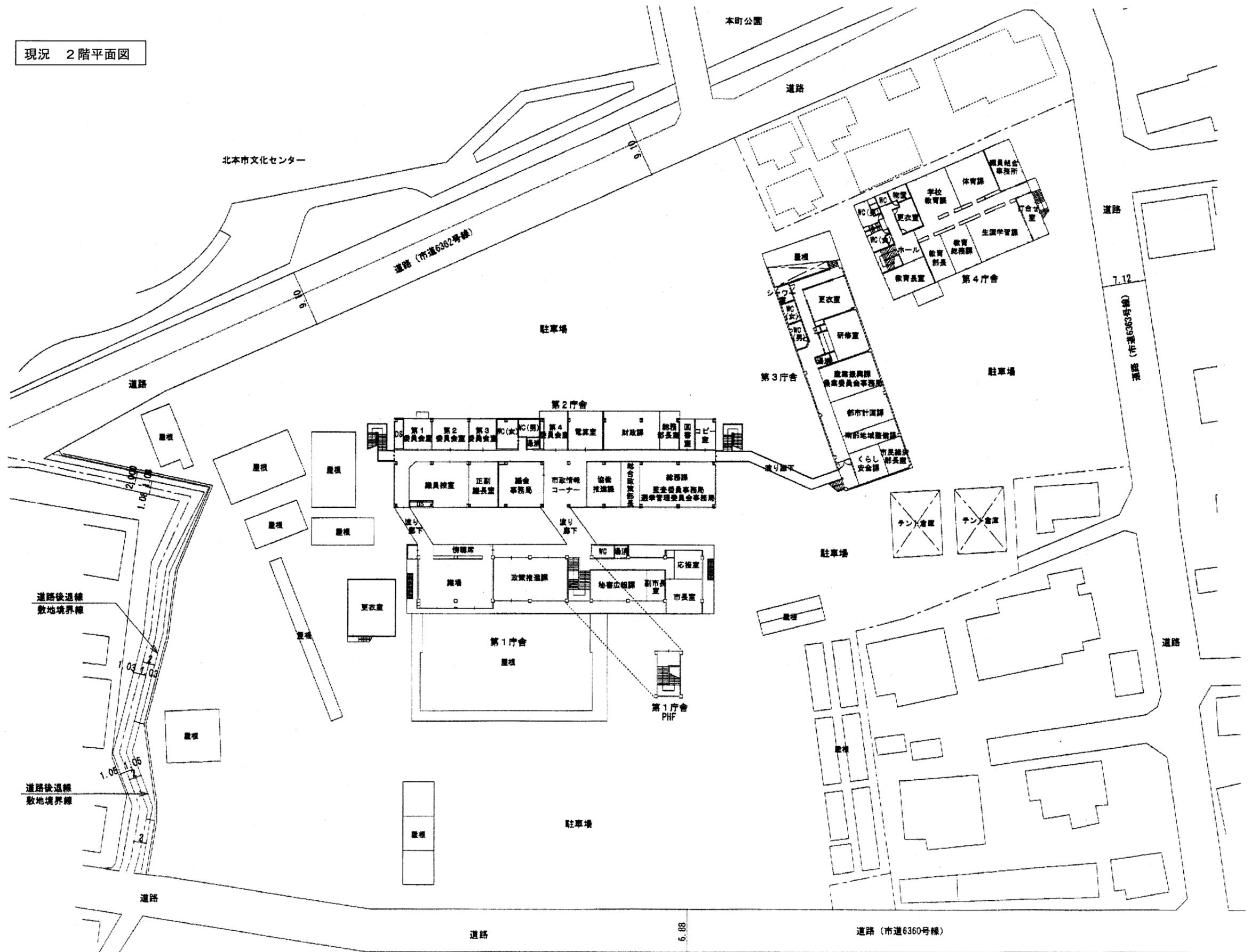


現況 1階平面図





現況 2階平面図



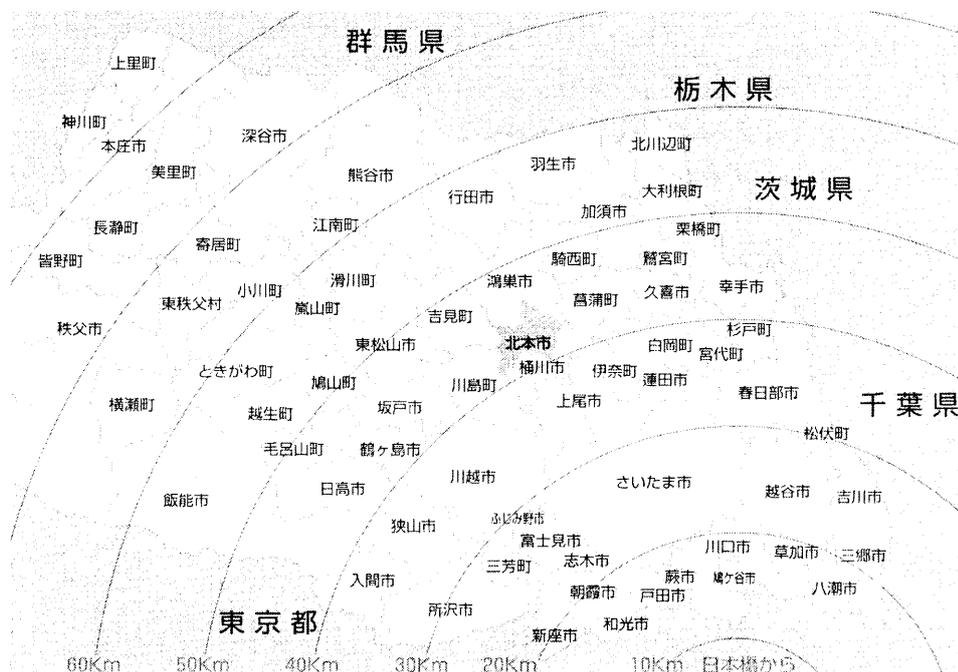
1-4 市の概要

（1）北本市の位置

北本市は埼玉県の中央部に位置し、大宮台地上の平坦な地形上にあり、西側には荒川が流れ、北及び東には鴻巣市、南には桶川市、西には川島町及び吉見町に隣接している。

東北自動車道及び関越自動車道に挟まれた地域となっており、中央部をJR高崎線、県道164号鴻巣桶川さいたま線及び国道17号線が南北に縦断しており、これらに沿って市街地が形成されており、都心まで45kmの圏内にある。

- 東経 139度 32分
- 北緯 36度 01分 25秒
- 面積 19.84 km²
- 広ぼう 東西 5.8km、南北 5.3km
- 海拔 24.05m



（2）人口

①人口の推移

北本市の人口は1985年（昭和60年）からの10年間で12,400人程度増加し、約20%の増加傾向を見せた。

しかし、少子高齢化の進行により我が国の人口は減少傾向にあり、2030年には2005年における人口の9割程度となるとの推計がなされている。（表1.2.1参照）

北本市においては2015年（平成27年）程度までは微増傾向にあるが、2025年程度から減少傾向に転ずると推測されている。（2007年（平成19年）1月時点：70,649人）

ただし、人口減少率は首都圏等へのアクセス等の要因から、全国平均よりも下回ると予測されている。

表 1.2.1 国・県・市の人口の推移の推計（国立社会保障・人口問題研究所より）（単位：千人）

	2005年	比率(%)	2010年	比率(%)	2015年	比率(%)	2020年	比率(%)	2025年	比率(%)	2030年	比率(%)
国	127,768	100.0	127,005	99.4	124,889	97.7	121,823	95.3	118,019	92.4	113,626	88.9
埼玉県	7,054	100.0	7,082	100.4	7,035	99.7	6,923	98.1	6,752	95.7	6,527	92.5
北本市	71.1	100.0	72.0	101.3	72.1	101.4	71.3	100.3	69.7	98.0	67.4	94.8

※比率は2005年を100%とした場合の比率

図 1.2.1 国の人口の推移の推計（単位：千人）

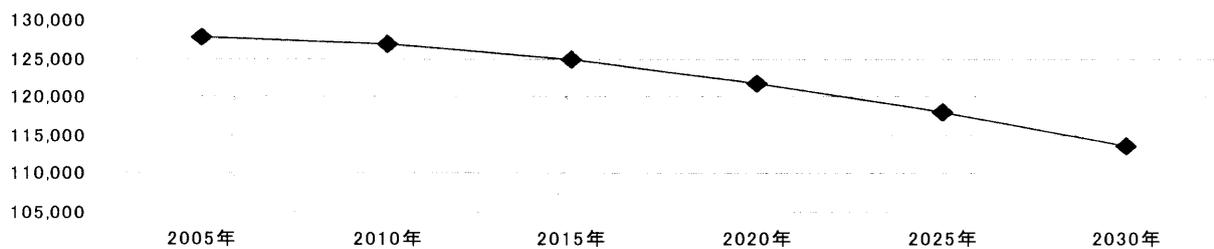


図 1.2.2 埼玉県の人口の推移の推計（単位：千人）

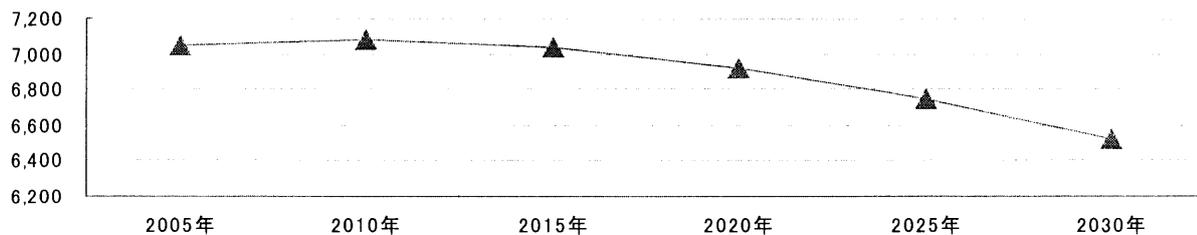
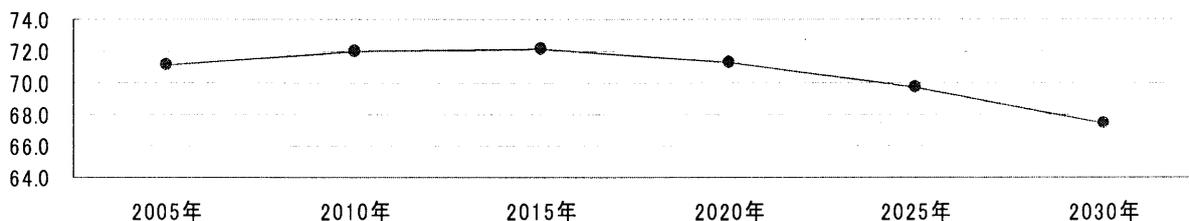


図 1.2.3 北本市の人口の推移の推計 (単位：千人)



②人口の構成

人口全体に占める15～64歳までの人口の比率は全国平均よりも若干高い値を示している。これは、緑豊かな居住環境にありながら首都圏等へのアクセスの容易さなどを反映し、1985年（昭和60年）程度から、子育て世代と言える若年層の新たな居住が比較的多かったためと推測される。

(表 1.2.2 参照)

表 1.2.2 国・県・市の年齢3区分別人口 (2005年 (平成17年) 国勢調査報告より) (単位：人)

	国	左記比率(%)	埼玉県	左記比率(%)	北本市	左記比率(%)	備考
15歳未満	17,399,700	13.6	990,172	13.8	9,397	13.3	
15～64歳	83,372,800	65.3	4,902,202	68.3	48,302	68.2	
65歳以上	26,819,900	21.0	1,287,191	17.9	13,140	18.5	
計	127,756,000	100.0	7,179,565	100.0	70,839	100.0	

(3) 自然条件等

気温、降雨量、天候、風向等に関しては次表の通りである。

表 1.2.3 月別気温変動 (2007年 (平成19年) 埼玉県中央広域消防本部データより)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
日平均(°C)	3.7	4.1	6.8	13.7	16.9	22.8	24.7	27.1	23.7	18.0	10.9	4.2	年平均	14.7
日最高(°C)	15.8	17.3	18.6	32.0	28.3	34.8	36.0	36.4	34.6	32.4	23.0	13.9	年最高	36.4
日最低(°C)	-5.3	-3.3	-2.1	1.4	8.7	14.5	17.8	20.4	16.2	8.7	0.3	-4.1	年最低	-5.3

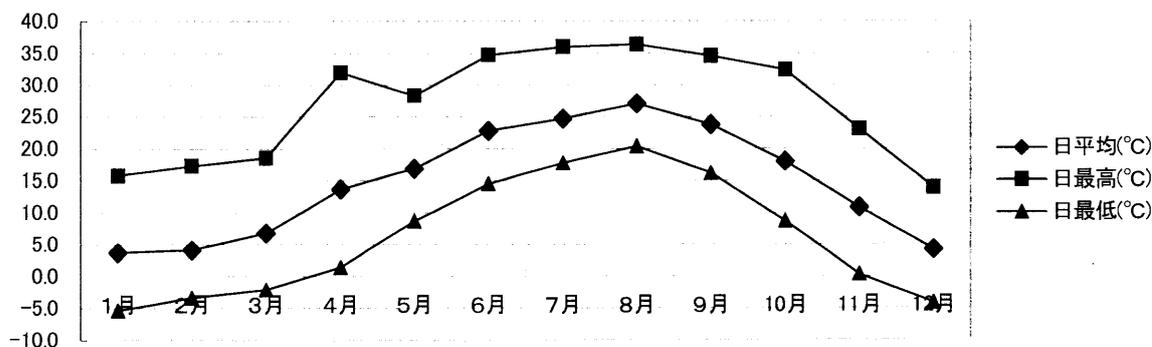


表 1.2.3 月別降雨量変動 (2007年(平成19年)埼玉県央広域消防本部データより)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
降雨量(mm)	81.5	52.0	47.5	57.5	48.0	68.5	237.0	220.5	88.0	137.0	30.0	1.5	年降雨量
													1,069.0

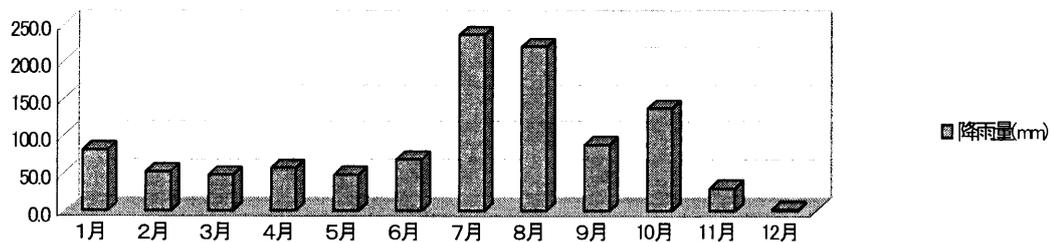


表 1.2.4 天候別日数 (2007年(平成19年)埼玉県央広域消防本部データより)

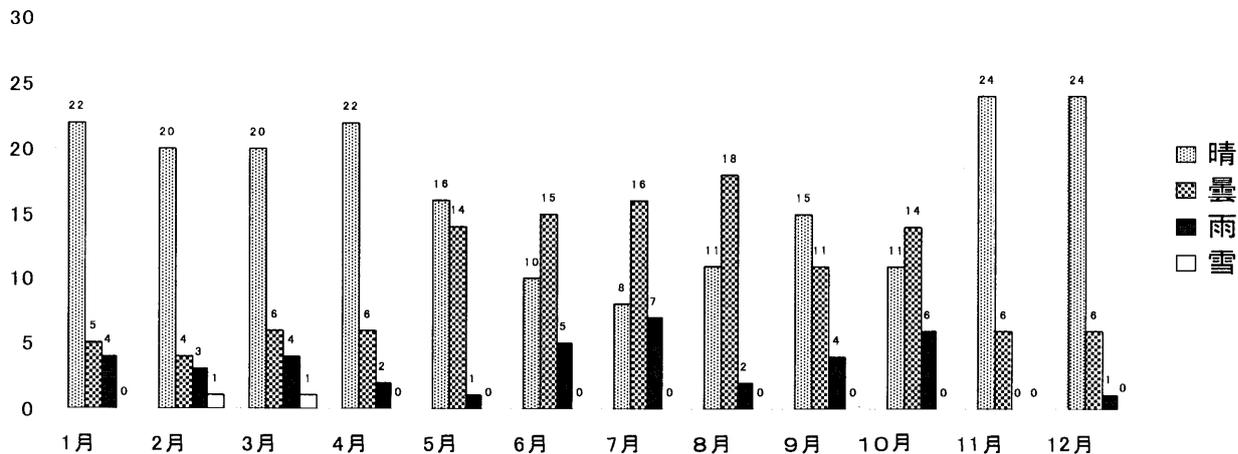
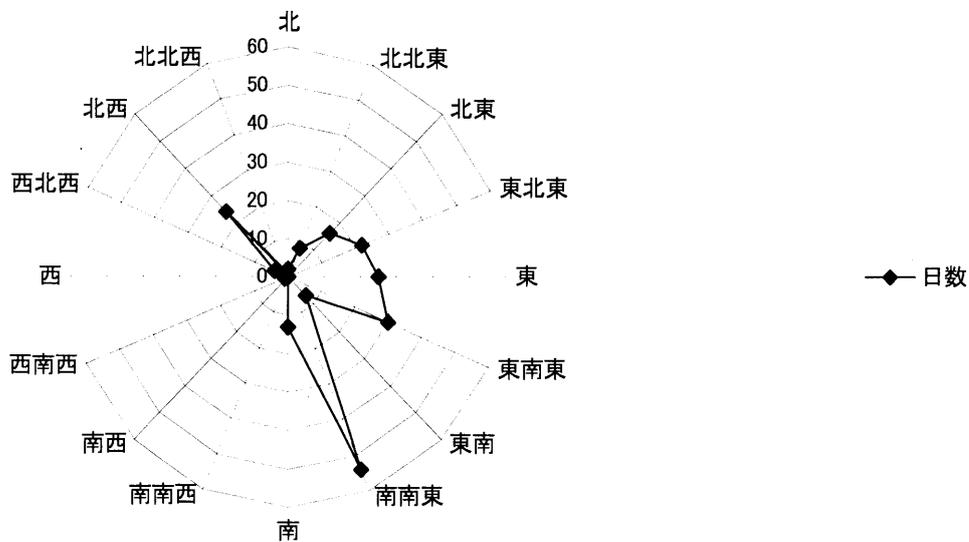


表 1.2.5 年間風向日数（2007年（平成19年）埼玉県中央広域消防本部データより）

	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	東南	南南東	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西
日数	2	8	16	22	25	30	7	54	13	0	0	1	0	4	24	2



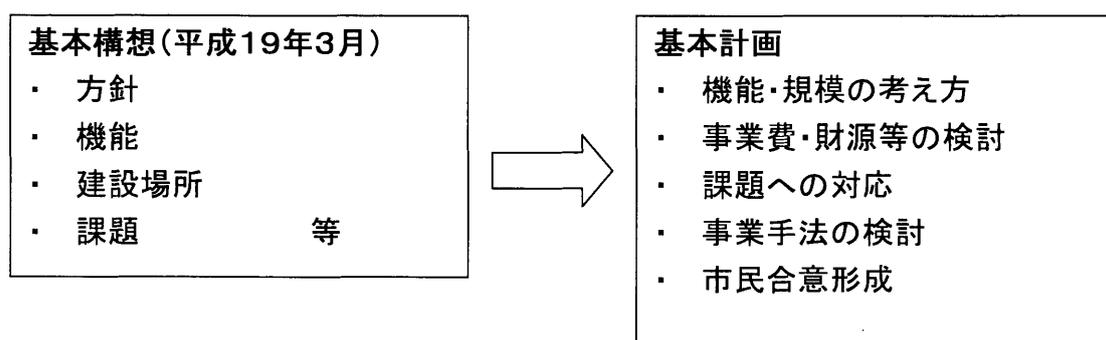
冬期は北西から、夏期は南東～東方面からという関東平野における各都市と同様の特徴を示している。

第2章 整備の方向性の検討

2-1 庁舎建設基本計画の位置付け

本基本計画においては、基本構想で示された新庁舎建設の方針や、考え方などを実現するため、新庁舎の具体的な機能や規模、事業費、事業手法、課題の解決方法等、基本設計に向けた諸条件の整理・検討を行うものとする。

◇基本計画の位置付け



2-2 基本的な考え方—「北本市庁舎建設基本構想」より抜粋—

平成19年3月に庁舎建設委員会より「庁舎建設基本構想」として答申がなされ、新庁舎建設の基本的な考え方が示された。

これらの事項を踏まえ、庁舎建設基本計画の検討を行う。

□庁舎建設基本構想（H19年3月）の概要

基本的な考え方	1) 行政・文化の拠点としての整備 2) 市民自治の拠点となる市民に親しまれ市民に開かれた庁舎 3) 防災の拠点としての庁舎 4) 将来的な市民サービスにも的確に対応できる庁舎 5) 周辺地域との調和を図りながら市の将来都市像を表現する庁舎
建設場所	新庁舎は現在地に建設する。
新庁舎の機能	1) 建物本体に対する考え方 ① 市民ホール

	<p>協働の推進のための交流スペース、情報を共有するための行政情報コーナー、市民参加を考慮した展示ギャラリー等、多目的に利用できるオープンスペースとする。</p> <p>② 行政部門 行政サービスを提供する場として、わかりやすさ、安全性、利便性などを考慮し、単純明快なものとし、併せて高度情報化に対応したものとする。（窓口部門／一般事務部門／高度情報化対策）</p> <p>③ 議会部門 議会が市民の間接参加による政治を行う場であるため、その機能的独立性を確保するとともに、市民が身近に感じられる場としての機能をも有したものとする。（必要施設／設備・機能）</p> <p>④ 管理・厚生部門 管理・厚生部門は、機能的に配置して、使い勝手のよいものとし、働きやすい職場スペースを確保する。（収納スペース／図書室／更衣室・給湯室・トイレ／福利厚生施設）</p> <p>⑤ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者・高齢者対策（ユニバーサルデザイン／バリアフリー対応） ・ 照明、空調設備 ・ 省資源・省エネ対策 ・ 防災対策 ・ 日照・電波障害対策 ・ 庁舎の文化化・国際化 <p>2) 外部空間に対する考え方</p> <p>① 広場空間の確保 市民がイベントや屋外展示会等で集い、ふれあう場として、可能な限り広いスペースを確保するとともに、文化センターとの一体的な利用を図る。</p> <p>② 緑地の確保・美観 緑地スペースの確保に努め、桜や菊をはじめとして、四季を通じて花や緑に親しめるよう配慮する。</p> <p>③ 駐車場・駐輪場 駐車場は、来客用として100台程度、公用車用として50台程度を確保する。なお、敷地の状況等から文化センターの駐</p>
--	--

	<p>車スペースとしての利用についても検討する。 また、自転車等の利用のため100台分の屋根つき駐輪場を確保する。</p>
新庁舎建設の課題	<p>1) 土地利用の課題 ・ 特別用途地区指定等に向けた検討</p> <p>2) 建設費の検討 ・ 庁舎建設基金・地方債活用の検討</p> <p>3) PFIの活用検討 ・ 従来手法や、PFI等を含めた事業手法の検討</p> <p>4) 行政・文化拠点の課題 ・ 本市の全体の中での拠点づくりの視点から庁舎建設を検討</p>

2-3 新庁舎の施設整備の考え方

庁舎建設基本構想に掲げられている基本的な考え方や新庁舎の機能をもとに、新庁舎における施設整備の検討を行う。

(1) 市民に開かれたわかりやすい庁舎

新庁舎は、行政の拠点としての役割に加え、市民に広く開かれ、市民と行政との協働を具現化した構成とする。

- ・ 庁舎を訪れる人の目的に応じて、便利でわかりやすい施設配置や空間構成とする。
- ・ 市民の自主的、自発的な取組みの推進の場として、市民協働、市民交流、市民活動のスペースを設ける。また、多目的に利用できるオープンスペースとしての市民ホールを設ける。
- ・ 情報公開機能の強化のため、情報コーナー等のスペースを設ける。
- ・ 様々な相談・手続き等に対応でき、できる限り用件ごとに別の窓口に向く必要がないようワンストップサービスの実現を図る。
- ・ 低層階は、窓口（総合窓口）、相談スペース、待合機能を充実し、窓口対応が主となる執務部門を低層階に配置する。

□ 具体的事項

低層階に配置する部署等

- ・ 総合政策部 協働推進課
- ・ 総務部 税務課 市民課
- ・ 市民生活部 暮らし安全課
- ・ 保健福祉部 福祉課 こども課 高齢介護課 保健年金課 健康づくり課
- ・ 会計課
- ・ 教育部 学校教育課 生涯学習課
- ・ 市民ホール

※ 部門構成については、将来の予測が困難であるため、現時点での組織構成をもとに想定した。

■ 低層部分、上層部分に配置する部署の考え方

上層部分（3～4階）：行政中枢機能や防災機能を担う部署。
一般利用の少ない部署や、安全やプライバシーの面から閉鎖的な執務環境が望ましい部署

低層部分（1～2階）：市民利用が多い部署を集約的に配置。

（2）バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

新庁舎においては、「バリアフリー新法」及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」等を遵守することはもとより、様々な人々の利用に配慮した「ユニバーサルデザイン」の推進を図る。

□ 具体的事項

① 駐車場

- ・ 車椅子使用者の駐車スペースの確保とその位置への配慮
- ・ 車椅子中スペースのサインのわかりやすさ

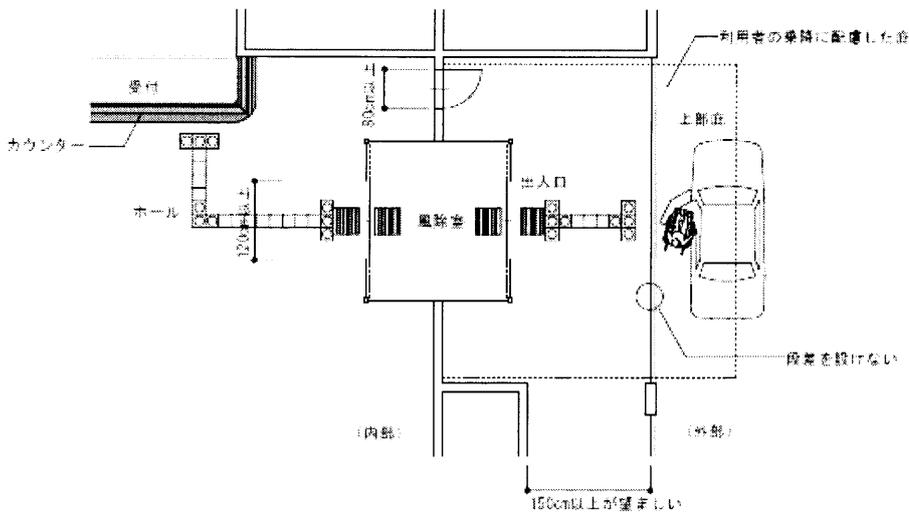
② 敷地内通路

- ・ 段差のない設計
- ・ 視覚障害者誘導通路、スロープ等に自転車等が置かれないような配慮

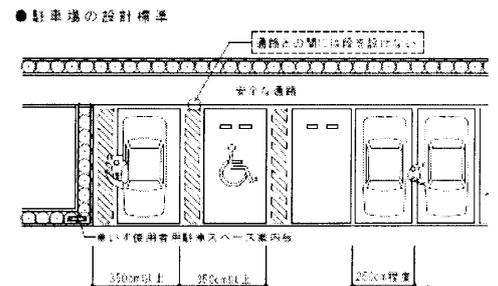
- ・ 車椅子の動線と点字ブロックができるだけ干渉しないような設計
- ・ 閉庁時における動線の検討
- ③ 建物出入口
 - ・ わかりやすい配置
 - ・ 自動扉に自動音声案内装置等の設置を検討
 - ・ 手助けが必要な場合の呼び出し機器の設置の検討
 - ・ 車椅子常設スペース、電動車椅子充電スペース等の設置の検討
- ④ 建物内部全般
 - ・ わかりやすい案内板
 - ・ 多国語対応の表示
 - ・ 点字サインの設置
 - ・ 車椅子利用者同士が往来できるゆとりある廊下等の設計
- ⑤ エレベーター
 - ・ 車椅子利用者や視覚障害者対応の仕様
- ⑥ トイレ
 - ・ オムツ替えやおストメイト等にも対応した多目的トイレの設置
 - ・ 衛生器具の位置等を案内する点字表示の設置

図 2.2.1.1 国土交通省 バリアフリー新法 建築設計標準より

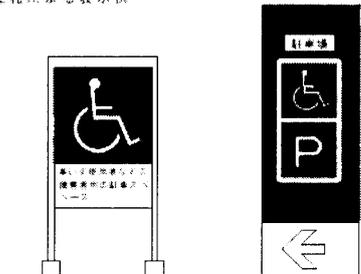
〈エントランス平面〉



〈駐車場〉



● 立札による表示例



（3）防災拠点としての庁舎

災害時には庁舎内に災害対策本部を設置し、災害情報の迅速な収集把握、救援活動や復旧活動の的確な指令、関係機関との連絡調整などが行える防災拠点・災害復興拠点としての機能を持つものとする。

□ 具体的事項

① 建築

- ・ 構造に関しては、防災拠点施設として十分な耐震性能を確保する
- ・ 窓ガラス等の災害時の破片等落下防止措置の検討
- ・ 室内の機器・備品が地震の振動により転倒あるいは機能停止しないよう配慮する

② 電気・機械・防災設備

- ・ 設備関連を一元管理する庁舎管理室等を設け防災機能の確保を図る
- ・ 消防法等に基づく必要設備の整備及び、災害時等を見据えた自家発電装置や無停電電源装置等の設置の検討

③ スペースの確保

- ・ 緊急車両用スペースの確保
- ・ 災害時における飲料水等救援物資、土のう等災害対策物資の備蓄スペースの検討
- ・ 災害対策の中核機能と分離した場所に、各種支援活動を行う団体、NPO等への対応ができるスペース（広場）等の確保
- ・ 緊急時に対応できる仮眠設備、スペース等の設置の検討

（4）効率的で働きやすい庁舎機能

事務執務に効率的な空間とし、将来の組織機構の変化にも柔軟に対応できる働きやすい環境とする。

□ 具体的事項

1) 執務・会議室

- ① 執務室はオープンフロアを基本とし、業務の変化への対応や職員間のコミュニケーションが図りやすいよう配慮する。
- ② 執務室と廊下との間仕切りは、移動可能なローカウンターを基本とし、ゆとりある接客スペースを柔軟に確保する。
- ③ 執務室や、会議室は移動可能な間仕切りなどを活用し、フレキシブルな空間利用を図る。
- ④ 必要な収納スペース、書類保管庫等を適切に配置する。

- ⑤ 会議室は、庁舎内に共用会議室や打ち合わせスペースをバランスよく配置する。
- ⑥ IT化の対応として、LAN等の配線が容易なフリーアクセスフロアとする。

2) セキュリティ

- ① 庁舎内のゾーニングを明確にすることで、市民に開放されたスペースを確保する一方で、個人情報や行政情報の保護、夜間や休日等におけるセキュリティの確保を図る。
- ② 特に高いセキュリティが求められる室や範囲については、ICカード等による入出の管理を行う。
- ③ 防犯カメラ等の設置による、犯罪の抑止、業務時間外の警備体制の補完を図る。

3) 福利厚生施設の設置

- ① 職員のための休憩スペースをバランスよく配置し、すべての職位の利用に配慮する。
- ② 職員の健康管理等の観点から、保健・相談・救護機能を設置する。

(5) 市民に開かれた議会機能

議会が市民の間接参加による政治を行う場であるため、その機能的独立性を確保するとともに、市民が身近に感じられる場としての機能をも有したものとす。

□ 具体的事項

- ① 議会部門は同一階に配置する。
- ② 市民に開かれた施設となるよう議場、事務局及び市民スペース等を適切に配置する。
- ③ 議場や委員会室は、議会の利用がない時は、他の利用のために提供できるようレイアウトや配置について検討する。
- ④ 議場及び傍聴席は、市民が利用しやすいよう配慮するとともに、車椅子対応ができるようにする。
- ⑤ 議員控室は、会派の議員数に対応できるように移動可能な間仕切壁とする。
- ⑥ 各議員の議会活動に資するよう図書室等の整備を行う。
- ⑦ 議会中継が可能な放送設備を整備する。

（6）グリーン庁舎の推進

新庁舎における、建物のライフサイクルを通じた環境負荷低減に配慮し、環境保全対策の模範となる「グリーン庁舎」を目指すことが求められる。

□ 具体的事項

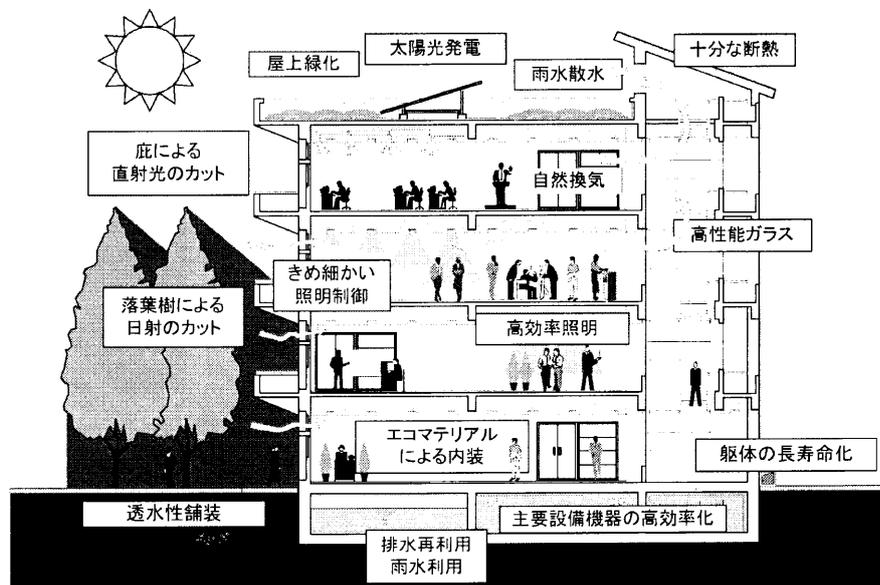
（ア）自然を利用・自然と共生

- ・ 自然光を採り入れ、照明用電力の削減に配慮する。
- ・ 春や秋などの中間期には、自然の通風を心がけ、空調設備の負担軽減に配慮する。
- ・ バルコニーの設置、落葉樹やつる性の植物等によるグリーンカーテンによる遮光や屋上緑化等により夏期の空調設備の負担軽減に配慮する。
- ・ 太陽エネルギー（太陽光発電）の有効利用を検討する。
- ・ 雨水の有効利用（トイレ洗浄水や散水）を検討する。
- ・ 構内舗装をできるだけ浸透性舗装とし、敷地内の雨水は敷地内で処理する。

（イ）環境にやさしい技術の活用

- ・ 建物の内装材等は、エコマテリアルといえる素材の活用に配慮する。
- ・ 空調設備の負担軽減のため、遮熱複層ガラス等の使用を検討する。
- ・ 外壁の外断熱を検討する。
- ・ 照明等は省電力型機器を使用し、センサー等による制御を行い、消費電力の抑制に努める。
- ・ トイレには節水型機器を使用し、市用水の抑制を図る。

図 2.2.2 国土交通省 「グリーン庁舎」イメージ図



（7）外構の整備の方向性

①緑化の推進

都市部における緑の減少は、延焼等を防ぐ防災機能の低下や生活のうるおいの喪失をまねくばかりでなく、ヒートアイランド現象等の原因となっている。

北本市は緑豊かな環境を残し、国の天然記念物に指定されている石戸蒲ザクラや桜の名所の城ヶ谷堤、高尾さくら公園などが広く市民に親しまれている。

新庁舎周辺においても、植樹帯の形成を図るなどして緑化を推進し、北本市の庁舎としてふさわしい景観の形成を図る。

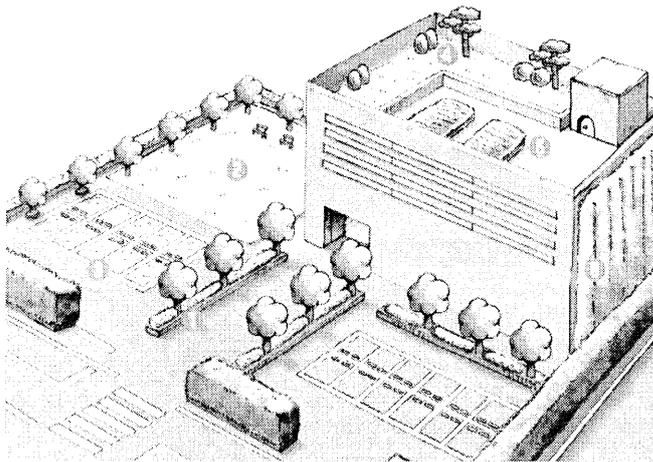
なお、埼玉県では「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」により、緑化計画届出制度が2005年（平成17年）10月から施行されており、緑化面積が定められている。

○対象：敷地面積 3,000㎡以上

○緑化基準：敷地面積×(1-建ぺい率)×0.5

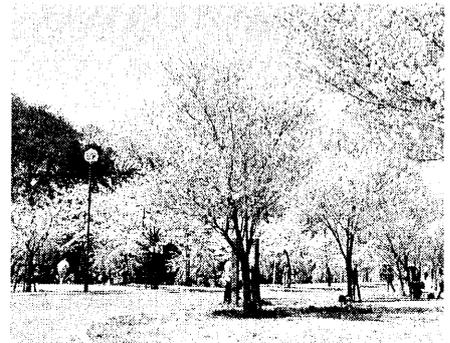
※敷地面積が 14,000㎡で建ぺい率が 60%の場合、

$14,000 \times (1 - 0.6) \times 0.5 = 2,800$ ㎡以上の緑化が義務付けとなる。



「埼玉県緑化計画届出制度のあらまし」より

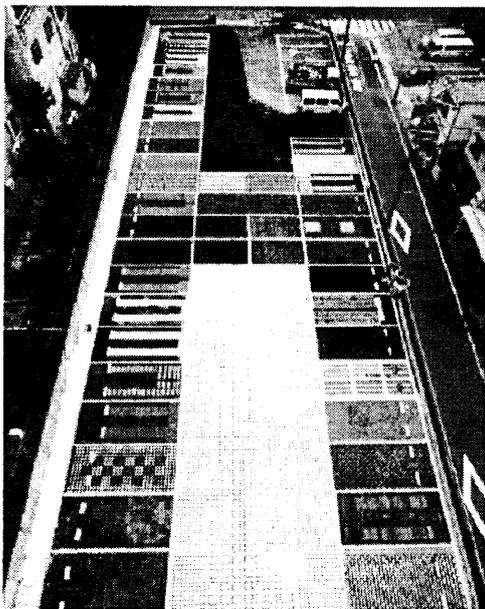
- ①樹木による緑化
- ②芝その他地被植物による緑化
- ③芝生等による駐車場の緑化
- ④樹木や地被植物を用いた緑化
- ⑤コケ類等による緑化
- ⑥つる植物による壁面緑化



高尾さくら公園



高尾宮岡ふるさとの緑の景観地



グラスパーキング(駐車場の床の緑化)の実証実験の例(神戸市)

：兵庫県は産学協同で各種パターンの気温低減効果・芝の生育状況・景観性・タイヤ圧の影響等に関する実験を行っている。気温低減効果・景観性への評価とも、緑化面積60%以上のものが高い。

②市民広場

市民ホールと連携した様々な催し物等の開催や災害時等の対応可能なスペースとして市民広場の整備を図る。

(8) 新庁舎の長寿命化の実現

本市を取り巻く環境変化は今後一層進むものと考えられ、市民や市民団体と行政との関係、行政組織の変動といった内的要因だけでなく、情報技術の進展や将来に予想される合併など、数多くの変化要因が考えられる。

これらの変化の方向性をすべて予見することは困難であり、将来的な変化に対応可能な柔軟性を備えた庁舎とする必要がある。

また、将来の市財政への影響にも配慮し、庁舎の設計、施工、維持管理、運営、将来の改修などを含めた費用をできるだけ抑制し、後年度負担の軽減を図るものとする。

□ 具体的事項

- ・ 長期的な経済性を確保するため、施設の耐用性及び保全性を適切に確保する。
- ・ 設備は、安全性、管理性、将来対応性、経済性を考慮したものとする。
- ・ 将来の技術革新や情報システム等の進展にも対応可能な構造とする。
- ・ 大規模な修繕工事が最小限となるよう、建築・設備の更新や修繕が容易な庁

舎とし、ライフサイクルコスト（建物の維持管理等に要する長期間にわたる費用）の低減を図るものとする。

- ・ 施設の用途や執務体系等の変更等に柔軟に対応できるよう、レイアウト等の変更を考慮した平面計画とする。

第3章 新庁舎の規模の検討

3-1 規模設定の前提条件

規模設定の前提条件を下表のとおり想定する。

（1）計画人口

第四次北本市総合進行計画（平成18年3月）より、将来人口を71,000人（平成27年目標値）とする。

（2）新庁舎に配置する職員数

北本市定員適正化計画（平成17年7月）では、一般職員の総数を平成17年から平成21年度の5年間で70名削減していくことを目標としており、その策定の考え方を基本に、現行の組織をふまえて算定した職員数308人を新庁舎に配置する職員数とする。

（3）議員数

北本市議会の議員の定数を定める条例により、議員数を20人とする。

（4）組織

組織構成については、今後の法改正や地方分権の進捗、規制改革の推進、合併の可能性など、将来の予測が困難であるため、現時点での組織構成をもとに想定する。

3-2 施設規模

(1) 庁舎の全体規模

新本庁舎の規模は、想定人口、職員数、議員数及び公用車の数等に基づくことを基本とする。

「地方債事業費算定基準」により標準面積を試算すると8991.2㎡となり、一方、これを「国土交通省新庁舎面積算定基準」により試算すると9048.8㎡となる。

□総務省自治財政局地方債通知「地方債取扱上の留意事項」の算定基準より

区 分	職員数等	換算率等	単位面積(㎡)	面積(㎡)	備 考
事務室	三役特別職	3 人	20.0	4.5 = 270.0	
	部長次長級	18 人	9.0	4.5 = 729.0	
	課長級	27 人	5.0	4.5 = 607.5	
	課長補佐係長級	90 人	2.0	4.5 = 810.0	
	一般職員	152 人	1.0	4.5 = 684.0	
	製図者	18 人	1.7	4.5 = 137.7	
事務室 小計	308 人			3,238.2	a
倉庫	3,238.2 ㎡	0.13		= 421.0	上記 a×13%
会議室等	308 人		7.0	= 2,156.0	
附属面積 小計				2,577.0	b
玄関、廊下、階段等 交通部分	5,815.2 ㎡	0.40		= 2,326.1	c=上記 (a+b)×40%
車庫	6 台		25.0	= 150.0	d
議事堂 議員定数	20 人		35.0	= 700.0	e
計				8,991.2	

□国土交通省 新庁舎面積算定基準より

区分	職員数等	換算率等	単位面積(m ²)	面積(m ²)	備考
事務室	三役特別職	3人	18.0	3.3 = 178.2	
	部長次長級	18人	9.0	3.3 = 534.6	
	課長級	27人	5.0	3.3 = 445.5	
	課長補佐係長級	90人	2.5	3.3 = 742.5	
	一般職員	152人	1.0	3.3 = 501.6	
	製図者	18人	1.7	3.3 = 101.0	
事務室 小計	308人			2,503.4	^a 職員等 1人当たり平均:8.1m ² /人
倉庫	2,503.4 m ²	0.13		= 325.4	上記 a×13%
会議室等				155.0	308人/100人*40m ² +準備室等30m ²
電話交換室				68.0	
庁務員室				23.2	4人と想定:4人*3.3+10
湯沸室				65.0	13.0m ² *5F
受付等				192.5	1.65m ² *308人/3
便所及び洗面所				108.2	0.32m ² *(職員数308人+議員定数30人)
医務室				85.0	
更衣室				184.8	0.6m ² *308人
売店				26.2	0.085m ² *308人
多目的室				700.0	
市民ホール				700.0	
附属面積 小計				2,633.3	^b
機械室				831.0	冷暖房(水槽、空調機械室等)
電気室				131.0	
自家発電電気室				29.0	
設備関係面積 小計				991.0	^c
玄関、廊下、階段等 交通部分	5,136.7 m ²	0.40		= 2,054.7	^d =上記 (a+b+c)×40%
車庫	6台		25.0	= 150.0	^e (総務省基準に沿って計上)
運転手詰所				16.5	3.3m ² *3人+3.3*2と想定
議事堂 議員定数 ※	20人		35.0	= 700.0	^f (総務省基準に沿って計上)
計				9,048.8	^{a+b+c+d+e+f} 職員等 1人当たり平均:31.5m ² /人

近年本庁舎を建設した類似の団体を比較すると、職員数1人当たりの面積が27m²～38m²となっている。さらに『建築計画・設計シリーズ 庁舎施設』によると、最近のデータでは、職員1人当たりの床面積は25m²～35m²程度である。（現状、本市の職員一人当たりの面積約17.5m²）この数値により試算すると7,700m²～10,780m²程度となる。

また、近年正規職員の減少に比例して再任用職員、非常勤職員、臨時職員などの割合も増えている状況にあり、全体で400人近い数となることから、このことを踏まえ、新本庁舎の規模は、8,500m²程度とした計画とする。

新庁舎の全体想定規模	8,500㎡程度
------------	----------

なお、この数値をもとに、配置計画、事業費等の検討を行うものとするが、庁舎全体の機能や規模、既存の庁舎の活用等についても詳細に検討し、可能な限り、庁舎規模や事業費の縮減を図るものとする。

補足として、既存の庁舎の活用にあたっては、駐車場の確保の観点、建物用途の変更や補強等の必要性、地方債活用への影響なども考慮しなくてはならないことから、今後予定している基本設計等においても引き続き検討を行うものとする。

（２）駐車場等の規模等の検討

１）駐車場

① 現状の規模

現在の駐車台数は来庁者用駐車場146台、公用車用駐車場57台、その他職員パーキングの利用30台を併せて、233台が庁舎の敷地内に確保されている。

平日の来庁者用駐車場は満車となることは少ないが、雨天時や、隣接している文化センター等における催事の際には、庁舎内の駐車場も利用され満車となる状況である。

② 計画条件

- ・ 駐車場の種類としては、来庁者用、公用車用、議会用、職員パーキング用（通勤）、サービス車用（物流搬入等）等を想定する。
- ・ 隣接する文化センターの駐車スペースの不足に対応するため、共有の駐車場整備を想定する。
- ・ 文化センターとの一体的利用を考慮し、文化センター側からも進入できる駐車場形態とする。
- ・ 職員パーキング用駐車場は、原則として別敷地とするが、やむなく配置する場合については、文化センター等における催事の際に利用できるような配置とする。
- ・ 議会用駐車場については、来庁者用駐車場と共用する。
- ・ 高齢者、障害者への配慮として、駐車場から庁舎出入口の動線については、フラットで駐車場からわかりやすい位置が望ましい。また、庁舎出入口付近

に身障者用駐車スペースを計画する。

③ 規模の検討

駐車台数は、庁舎の敷地拡張とともに、相当数が確保できたものと考えられ、現状程度とするが、周辺道路の整備や埼玉県における緑化基準への対応、バリアフリーに対応した駐車場の配置等を考慮すると、約150台程度しか確保できないことが想定されるため。配置計画と併せ駐車場確保の検討を進めできるだけ多くの駐車場の確保に努めるものとする。

□新庁舎駐車場計画

来庁者用※1	公用車用※2	台数計
100台程度	57台	150～160台程度

※ 1 身障者スペースは、現状の4台以上を確保する。

※ 2 車種別：乗用車16台、乗用兼貨物36台、特殊車両2台、その他3台

※ 3 職員パーキング用は、原則別敷地に確保するものとし、来庁者の利用を優先する。

2) 駐輪場

現状は、約120台分のスペースであるが、温室効果ガス削減の観点等から、今後自転車での来庁者が増加することも考えられる。将来予測分として、現在の25%程度の追加を見込み、150台程度駐輪可能なスペースを最低限確保する。

なお、雨天時の対策として、その半数程度の上部には屋根の設置を検討する。

第4章 配置計画等の検討

4-1 土地利用計画の検討

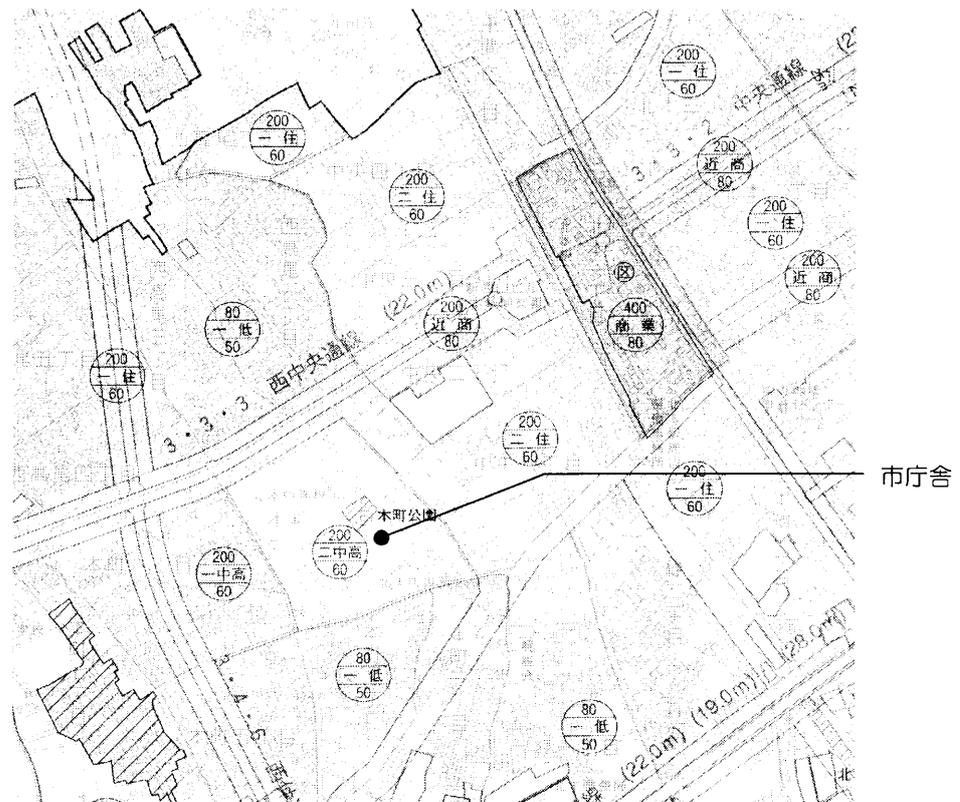
（1）敷地周辺の現況

当該敷地周辺の土地利用状況は、北側に隣接する文化センター、さらにその北側には北本中学校があり、公共・公益ゾーンを形成している。また、周囲には、低層住宅が広がっている。

用途地域の指定状況については、本町1丁目の内、西中央通線の沿道を除いて、第二種中高層住居専用地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）に指定されている。

また、北本中学校及び文化センター周辺については、片側歩道が整備されているが、庁舎の周辺については歩道の整備がされていない状況である。

図 1.2.1.2 現庁舎周辺 都市計画図

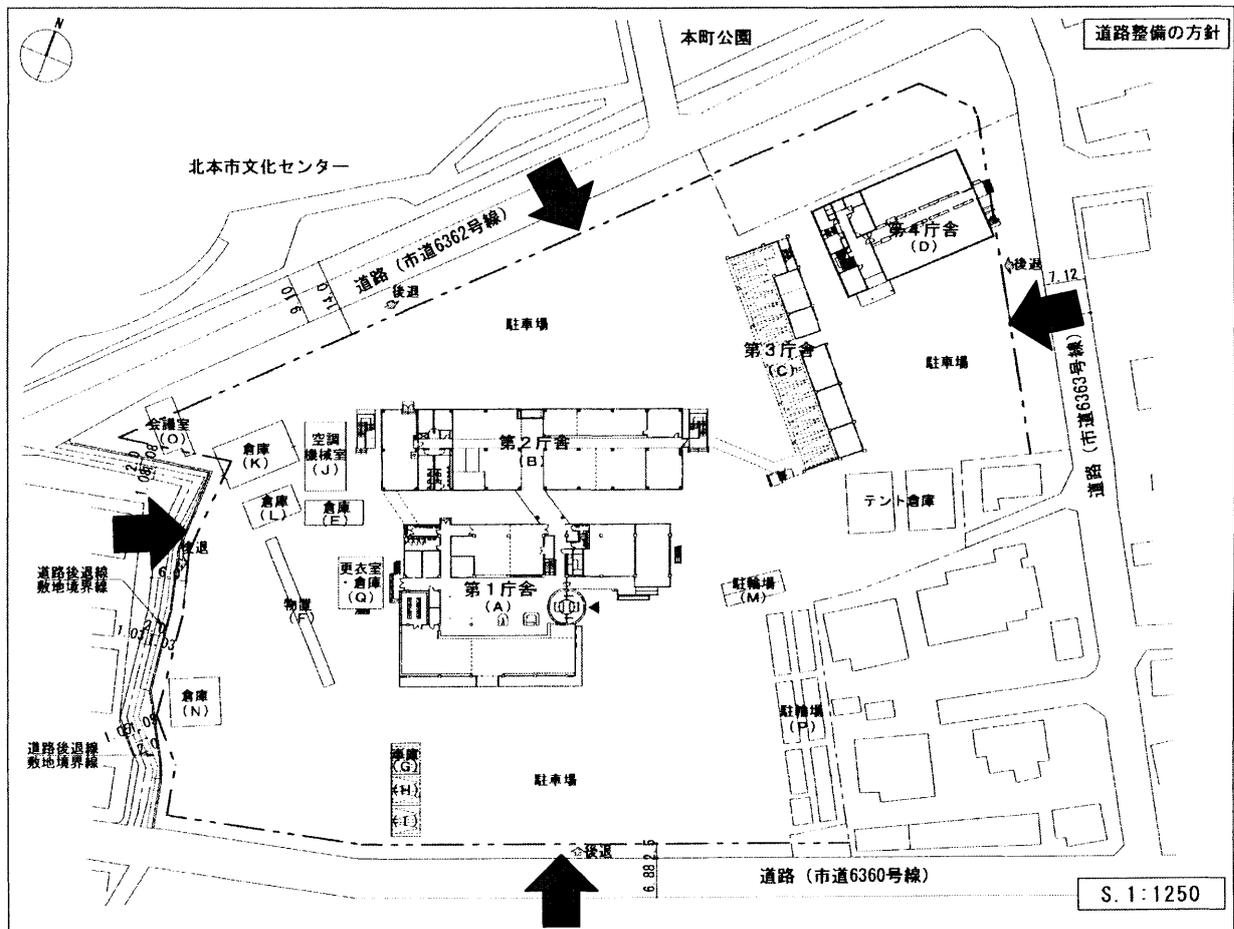


(2) 道路整備の方針

新庁舎が文化センター等と連携した「行政・文化拠点」となるように、アプローチの改善、歩道の連続性の確保などの観点から、道路の拡幅とともに歩道の整備を検討する。

なお、拡幅については、庁舎敷地内への一方後退とし、幅員を次のように設定する。

- 北側道路（市道6362号線） 幅員14m（両側歩道の整備）
- 東側道路（市道6363号線） 幅員11m程度（庁舎側に片側歩道の整備）
- ※ 既存庁舎の活用の検討から、拡幅幅は今後確定する。
- 西側道路（市道6361号線） 幅員6～9m（車道及び庁舎側に片側歩道の整備）
- 南側道路（市道6360号線） 幅員9.5m（庁舎側に片側歩道の整備）
- ※ 今後の特別用途地区の指定等に関連した国等との協議により、幅員や計画の変更もありえる。



4-2 配置計画の検討

新庁舎の建設にあたっては、その建設場所が現在使用中の敷地であることから、通常の建物配置計画に加えて、既存建物との取り合いについても配慮することが重要になる。

（1）配置計画の基本条件

日常の庁舎運営・建設時における市民利用の配慮など下記の点を考慮し、仄計画の検討を行う。

- ① 現庁舎の日常運営のため、既存機械室の取り壊しを避けることとするが、移転・仮設等の検討も行い敷地の有効利用を図る。
- ② 議事堂等議会関係・執行部幹部関係は、仮庁舎運営を避けることとするが、工区分け（議会部分の先行）や仮設による運営などについても検討を行う。
- ③ 市民利用への配慮・建設コストの軽減を図るため、仮設庁舎の規模を最小限とする。また、必要に応じて工区分けなども検討する。
- ④ 近隣に対しての圧迫感を軽減する。
- ⑤ 庁舎敷地周辺には、外周部分に道路、歩道を設置する。（既存の敷地側へ一方後退とする。）
- ⑥ 文化センターとの一体的な敷地利用（市民広場・防災広場）が可能となるよう配慮する。
- ⑦ 庁舎周辺の交通情報を配慮するとともに、文化センターとの一体的な利用が可能なる駐車場とする。
- ⑧ 敷地周辺の住環境を良好に保つために、最小限の日影（実日影）に抑える。

（2）配置計画案の検討

基本条件を元に、A～Cの配置計画案の作成を行い比較検討する。

□ 想定事項

建物	敷地の確保の観点や、想定規模（上限値）から建物概要を想定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物階層 4階程度 ・ 建築面積 2,200 m²～2,500 m²
仮設庁舎	先行して解体する建物と同程度の規模とする。
A案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎敷地の中央に配置を想定し、周囲の住環境への配慮を図る。 ・ 現在の第1庁舎の位置を基本とした建設位置を想定。
B案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎をやや北側に配置し、南側に駐車場や広場を大きく確保することを想定する。 ・ 現在の第2庁舎の位置を基本とした建設位置を想定。
C案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設庁舎の設置を極力少なくするものとして想定する。 ・ 第1庁舎1階部分のみの解体を基本とした建設計画とする。

■配置計画案比較表

既存庁舎を利用しながらの施工の可能性の有無や日影上の規制等からの新庁舎等の形態の規制を踏まえ、比較検討する。

A案	B案	C案
<p>建設計画概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1庁舎及び敷地西側倉庫を撤去 ・第1庁舎とほぼ同じ位置に庁舎を配置 ・仮設庁舎は敷地北東側、北西側等で検討 	<p>建設計画概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2、第3庁舎棟を撤去 ・新庁舎等は敷地北側に配置 ・仮庁舎は敷地南西側、北東側で検討 	<p>建設計画概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1庁舎南側、第3、第4庁舎等を撤去 ・庁舎と保育所等を2棟に分棟 ・仮設庁舎は敷地北東側、北西側等で検討
<p>長所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎等の位置を敷地の中央部（第1庁舎のほぼ重なる位置）に設定しているため、日影等周囲に影響を及ぼす可能性はほとんどないと考えられる。 ・文化センターとの間にも大きな空地を確保でき、一体的な土地利用が可能である。 	<p>長所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地南側に広い空間や駐車場一体的に整備でき、一元的な管理が可能。 ・工事段階においても南側の空地部分を来庁者用の駐車場として活用しやすい。 	<p>長所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎等の位置を南側に設定しているため、文化センターとの間に大きな空地を確保することができ、一体的な土地利用が可能となる。 ・仮設庁舎に要する面積が一番小さい。
<p>懸念事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1庁舎2Fにある議場等を工事中において撤去してしまうため、仮設時期における対策等が必要。 ・仮設庁舎部分を除く北側の空地部分が施工段階における来庁者用の駐車場となるが、現状よりはかなり狭くなるをえない。 ・新庁舎等の位置を計画地の中央部としているため、駐車場が南側と北側に分かれる形態となるため、サイン等の十分な整備が必須である。 	<p>懸念事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事段階において議場等が撤去されることはないが、議員控室や委員会室等が撤去されてしまうため対策等が必要。 ・日影制限のため、建物の位置やヴォリュームの規制が他案より厳しく、そのヴォリューム内での検討となる。 ・日影上はクリアしているが、冬季には本町公園に影がかかる時間が長い。 ・工事段階において第2、第3庁舎等を撤去するため、必要な仮設庁舎の面積が3案のなかで最も大きい。 ・工事時における仮囲いのため、工中は第4庁舎と第1庁舎等との行き来がしづらい。 ・仮設庁舎の規模が一番大きくなる。 	<p>懸念事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事段階において議場等が撤去されることはないが、第1庁舎を低層部のみ撤去してしまうため、残った第1庁舎の業務に支障が及ばないように塞ぐなどの措置が必要。 ・日影上はクリアしているが、冬季には東西の住宅地に影がかかる可能性がある。 ・南側に配置するため、南側の住宅等に圧迫感を与えない配慮が必要となる。 ・A案と同様に施工段階における来庁者用の駐車スペースが狭くなるをえない。

■ 配置計画案比較表-2

配置計画案 評価軸・評価項目	A案	B案	C案	備考
① 既存機械室の取り壊し回避	◎	○	◎	いずれも条件をクリアしているが、B案に関しては配管等の切断等に関する注意が必要
② 議会関係等の仮庁舎運営の回避	×	△	◎	A案、B案では委員会室や議会控室等を解体せざるをえないため、他室との振替等の措置が必要
③ 仮庁舎の規模を最小限にする配慮	△	×	◎	着工前撤去概略面積：A案庁舎 1,300㎡、倉庫等 470㎡ 計 1,770㎡、 B案庁舎 1,910㎡、倉庫等 370㎡ 計 2,280㎡、 C案庁舎 480㎡、倉庫等 370㎡ 計 850㎡、 着工前撤去概略面積が大きければ必然的に仮庁舎必要面積も大きくなる。
④ 近隣に対しての圧迫感の軽減	◎	○	△	既存庁舎を生かしながらの計画であるため、最良とはいえないが、階数を低く設定するなどの配慮が必要となる。
⑤ 敷地外周に道路、歩道の設置	◎	◎	◎	いずれの案も計画可能。
⑥ 文化センターとの一体的な敷地利用 (市民広場・防災広場等)	○	△	◎	C案が文化センターとの間に最も広い空間を確保できる。B案は庁舎により分断されるため動線等の配慮が必要となる。
⑦ 文化センターとの一体的な利用が可能な駐車場の整備	○	△	◎	同上
⑧ 日影における配慮 (最小限に)	◎	○	○	B案、C案については、冬季における周辺住宅への配慮が必要となる。

（3）配置計画素案

これまでの検討から、配置条件の基本方針に最も沿っているのはC案、次いでA案というように考えられる。

このことから、C案及びA案をたたき台として検討を進めるが、今後の基本設計において、業者からの提案や市民や職員の意見などを取り入れながら、事業費の検討、仮設庁舎の規模等も併せて詳細の検討を行うものとする。

4-3 平面計画の検討

平面計画の検討については、「第2章 2-3 新庁舎の施設整備の考え方」に基づき行うものとする。

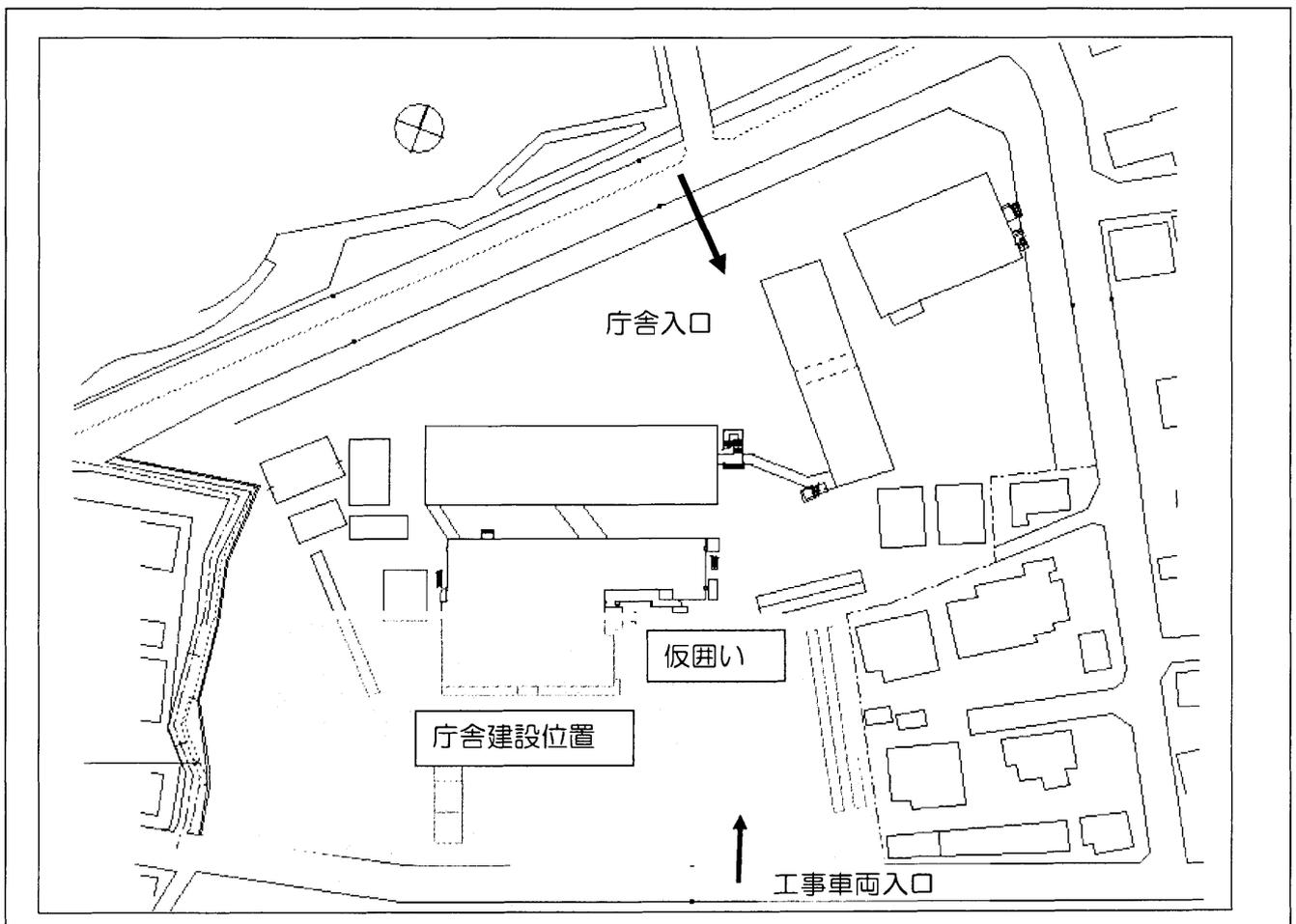
なお、具体的な平面計画については、今後の基本設計において、業者からの提案や市民や職員の意見を取り入れながら詳細な検討を行うものとする。

4-4 仮設庁舎の検討

新庁舎建設にあたり、工事費、工事期間、市民サービスを踏まえ、一部を仮設建物とした庁舎運営を行う必要がある。配置条件で示した内容をもとに、仮設庁舎移転の基本的な考え方を以下に示す。

- ① 既存庁舎による運営及び庁舎レイアウトを十分考慮し、解体する庁舎は最小限度とする。
- ② 仮設庁舎は、簡易的な構造を基本とし、解体前の規模と同規模とする。
- ③ 駐車場は、収容台数が減少するため、仮設庁舎の位置も配慮し、可能な限り駐車スペースを確保する。
- ④ 新庁舎建設工事中は、既存庁舎との間に仮囲いを設置し明快的なゾーニングをする。
- ⑤ 来庁者動線は、敷地北側に確保し、工事車両動線と明確に分け安全性に配慮する。

なお、具体的な移転計画については、今後の基本設計において、庁舎のレイアウト等とともに、業者からの提案を受けながら詳細な検討を行うものとする。



第5章 事業費及び財源の検討

新庁舎を建設するにあたって必要となる費用とその財源について、以下のように想定する。

なお、これらの想定については、庁舎規模や必要機能の付加などにより変更もありえ、今後の基本設計などにおいてより詳細を詰めることとする。

5-1 建設費用

（1）建設費用に関する基本的考え方

庁舎を建設する際には、今後の時代潮流をふまえた機能を導入する必要があるが、一方で、健全な財政運営の観点から、新庁舎の建設が将来の市財政に及ぼす影響を吸収可能であること、将来の市民にとってできるだけ負担を残さないことにも十分な配慮が必要である。

こうした点をふまえ、新庁舎の建設にあたっては、当初の建設費用だけでなく、長期にわたる維持管理・運営費用も織り込んだ経済性、費用対効果にも十分配慮した計画とすべきである。

（2）費用想定

新庁舎の建設に要する費用については、下表のとおり本体工事費約24億円、総事業費約31億5千万円と想定する。

この費用は、新営予算単価（国土交通省大臣官庁官房営繕部）や、他市の新庁舎建設費事例をもとに検討した建設単価により、モデルケースをもとに算定を行ったものであり、今後詳細を詰める中で可能な限り事業費の縮減を図るものとしします。

単位:千円

項目	金額
設計管理、事前調査	150,000
本体工事費	2,400,000
(㎡単価)	(282.5)
解体撤去、仮設庁舎	320,000
外構等	130,000
グリーン庁舎	150,000
合計	3,150,000
(㎡単価)	(371)

【参考】

近年建築または、建築予定の庁舎における平均単価

総事業費 437,540円（313,725円～523,349円）7市平均

庁舎建設費 368,371円（276,200円～452,963円）10市平均

5-2 財源

前項で示した庁舎建設費用について、財源ごとの調達金額を下表のとおり想定する。

本市では、昭和59年より庁舎建設基金の積み立てを行っており、平成19年度末残高は約2,526,800千円となっている。

また、市債については、職員数から導かれる庁舎面積による算定基準があり、この基準により現在の想定で約10億円までの起債が可能となる。

なお、市財政への影響に配慮し、一般財源の持ち出しを可能な限り抑制するとともに、将来の負担額ができるだけ抑えられるよう起債の額や資金調達方法に配慮するものとする。

◎ 財源内訳想定

項目	金額（千円）
庁舎建設基金※1	約2,526,800
地方債（一般単独事業）※	約623,200
合計	約3,150,000

※1 庁舎建設基金については、平成17年度に3億円を一般会計へ繰り入れを実施している。

※2 地方債の活用については、上限が約10億程度となっていることから、今後の計画とあわせ、庁舎建設基金や一般財源等との調整を行いながら確定するものとする。

5-3 維持管理費等の検討

新庁舎の建設による庁舎規模の拡大による光熱推量費の増、エレベーターの設置による保守管理、長寿命化を配慮した定期的な点検やメンテナンスを想定し維持管理費の検討を行う。

なお、現時点では維持管理費の詳細な内訳の算出は困難であるため、「建築施工単価（2008年夏号）」及び他市町事例等を参考とし試算を行った。

◎想定単価

建築施工単価 3,000㎡以上の建物481施設による 調査	維持管理費 2,265円/㎡ 光熱水費 2,556円/㎡ 計 4,821円/㎡
他市町事例	維持管理及び光熱水費 約6,000円～約8,200円/㎡
現状（平成19年度実績） 維持管理費 18,254,711円 光熱水費 16,355,203円 計 34,609,914円	維持管理費 3,380円/㎡ 光熱水費 3028円/㎡ 計 6,408円/㎡

◎想定維持管理費等（庁舎規模8,500㎡にて算定）

建築施工単価より	維持管理費 19,252,500円 光熱水費 21,726,000円 計 40,978,500円
他事例より	計 約51,000,000円～69,700,000円
現状から	維持管理費 28,730,000円 光熱水費 25,738,000円 計 54,468,000円

上記により、現状から約6,368千円～35,090千円の増額が見込まれる。

なお、定期的な点検やメンテナンスの適時実施による上乗せにより、7千円/㎡～9千円/㎡程度を見込む必要があるとのデータもあり、現時点において詳細な想定は難しい。

また、他の事例では、庁舎面積を2.25倍と拡大しているが、太陽光発電や雨水貯留施設の利用により光熱水費の削減を計り、維持管理費等は1.36倍の増に抑え、㎡単価は前年度の6割程度と約4割の削減に成功している事例もあり、今後も引き続き、調査・研究を進めるものとする。

第6章 市民意見の反映

市民説明会等で得られた意見のとりまとめを行い、計画内において具体的な検討を行う。

なお、今後予定される基本設計においても、引き続き広く市民からの意見をいただくとともに、知識経験者、専門家などの意見、先進事例の調査・研究等を実施し、それらの情報の提供を行い、市民との協働により市民から親しまれる庁舎としての計画を進めるものとする。

大まかな意見としての分類

1	こどもの安全や保育の質を考え、庁舎と保育所は別とする。
2	厳しい財政状況の中で、昨今の経済状況を考え、可能な限り庁舎建設基金約25億円の範囲内で建設を行う。
3	庁舎規模について、10,000㎡は大きすぎるのではないかと。吹き抜けなどは設けず、華美にはせず最小限度のものとして建設する。

6-1 複合施設の検討

ライフスタイルや、就業形態の変化、急速に進む少子高齢化への対応、市民参加の機会の創出、地域社会における交流・コミュニティ活動の拠点、行政・文化拠点としての機能の発揮などから、複合化についての検討を行う。

なお、複合化にあたっては、極力、庁舎の規模・事業費等が拡大しないようにするとともに、補助金や事業債の活用も視野にいれ、将来的な財政負担が生じないよう配慮するものとする。

□引き続き検討を行う項目

- ① 子育て世代の交流や社会活動の支援の観点から、子育て支援センターの設置について検討を行う。
- ② 子育て世代のみならず、幅広い世代の交流の観点から、交流スペースの設置の検討を行う。
- ③ 地域活性化、交流施設として地域住民、市民団体、NPO法人の活動スペースの確保の検討を行う。
- ④ 子どもたちの健全育成を図り、安心して学習・交流するための施設としての児童館の設置の検討を行う。

6-2 事業費縮減の検討

事業費の縮減については、必要最低限の機能の確保、現庁舎の有効活用、先行事例の調査・研究、設計や施工における業者の選定や発注方法の選択など、多角的に検討行う。

□ 事業費縮減における検討項目

- (1) 建設規模の縮小
- (2) 事業手法の検討による縮減
- (3) 工法、構造等による縮減
- (4) その他

(1) 建設規模の縮小

建設規模の縮小については、既存の庁舎の活用により新設する庁舎の規模を縮小する方法が考えられる。この検討にあたっては、ワンストップサービスの考え方、駐車場の確保などからも多角的に検討が必要となる。

なお、この項目については、設計者の選定にあたり、設計委託候補者より提案として求め、基本設計の中で詳細を検討するものとする。

□ 想定される項目

- ・ 既存の庁舎（第3、4庁舎）活用した新庁舎規模の縮小
- ・ 執務室や会議室の共用や、レイアウトの工夫による執務スペースの縮小
- ・ その他

(2) 事業手法の検討による検討

庁舎建設の事業手法として、従来の代表的な事業手法である従来手法（公共直営方式）の他に、民間の資金や技術、ノウハウを活用する手法としてPFI方式、リース方式による事業手法が採用されている事例があることから、これらの比較による事業費の縮減の検討を行う。

① 事業手法選定の基本的考え方

選択すべき事業手法については、以下に示すような点からみて適格性を備えていること、それらを総合的に勘案して最適な方式を採用することが求められる。合わせて、市民に対しても透明性、公開性、客観性を備え、市民意向が的確に反映できる手法が望ましい。

- ・ 庁舎の施設としての特性
- ・ ライフサイクルコストの削減
- ・ 資金調達と市財政への影響
- ・ 建設スケジュール

② 事業手法の選択

前項の基本的考え方を視点に、庁舎建設の代表的な事業手法である従来方式（公共直営方式）とPFI方式、リース方式の3つを対象に比較検討する。

項目	従来方式	PFI方式	リース方式
概要	市が施設の設計、建設、及び維持管理・運営の各業務をそれぞれ委託・請負契約として別々の民間事業者が発注する。	民間事業者がPFI法に基づき、全業務を一括して、長期契約として行う。 （市は基本計画策定、事業監視を行う。）	民間事業者が資金調達・設計・建設を行った施設を市に長期リースし、投下資金回収後、市に施設所有権を移転する。
土地所有者	市	市（設計及び建設中は民間へ貸付）	市（設計、建設及びリース期間中は民間へ貸付）
建物所有者	市	施設完成後：市 （建設中：民間）	リース期間中：民間 リース期間終了後：市
実施主体 設計	市	民間	民間
実施主体 建設	市	民間	民間
整備資金の調達	市（基金、一般財源、起債）	市（基金）、民間	市（基金）、民間
維持管理	市	基本的には民間	市又は民間
発注方法	仕様発注（市が構造などの詳細な仕様書を提示）	性能発注（民間が契約を自己責任で解釈し実施）	使用発注または性能発注
発注形態	一括（設計）、分離（建設）	一括発注（設計、施工、）	一括発注（設計、施工）
発注方式	仕様発注（構造、材料などの詳細な仕様書を市が作成し	性能発注（市が基本的な性能要件を提示し、民間事業者は	性能発注（市が基本的な性能要件を提示し、民間事業者は

	発注する。)	それを満たす設計をし、施工する。使用する資材や技術、工法を自由に提案できる)	それを満たす設計をし、施工する。使用する資材や技術、工法を自由に提案できる)
コストの削減可能性	低い	高い（民間ベースによる効率設計・施工、VE、一体管理、運営による全体コストの縮減）	高い（民間ベースによる効率設計・施工、VE、一体管理による全体コストの縮減）
支出の平準化	事業費全額を竣工に支払うため、時短期間での支払いが必要	年度ごとの予算の低減と平準化が可能	年度ごとの予算の低減と平準化が可能
支払利息	小さい	大きい（民間資金は市場金利によるため、公債と比較して高金利となる）	大きい（民間資金は市場金利によるため、公債と比較して高金利となる）
維持管理	原則、市の分離・分割発注による単年度契約	市又は民間の長期契約(事業期間終了後は市負担)	市又は民間の長期契約(リース終了後は市負担)
事業のスピード	遅い（従来手法遵）	遅い（PFI法による手順、手続きのフロー遵守）	比較的早い（手続きの効率化、契約手法の柔軟性）
地元企業の参入	容易（分離分割発注により参入しやすくなる）	やや困難（国の基本方針の趣旨より）	やや困難（JV構成員としての参入は可能）
総論	長年採用してきた方式であり、手続き的な負担も軽く安心感がある。分離発注方式によるため地元企業の参入は容易である。仕様に基づく発注であるため大幅な	手順・手続が厳格で時間を要するため、緊急性の高い事業には不向きである。また、他にはない導入可能性調査及びアドバイザー費用が発生し、長期の事前準備期	リース期間中は、リース業者が所有者となるため、施設の安定的使用にはリース業者の財務力の影響を受ける。質的向上や財政負担の低減が図れる

	質の向上や財政負担の低減は見込みにくく、事業期間も長くなりがちである。	間が必要とされる。実績としても、市町村レベルでの採用は殆どない。	とともに、手続きなどの負担も比較的軽く、工期も短い。
--	-------------------------------------	----------------------------------	----------------------------

以上の比較により、安定感や地元企業の参加機会の確保の面からは、従来手法が有利であると考えられる。また、財政負担の平準化や性能発注などによるコストの削減については、PFI方式及びリース方式が挙げられるが、手続きや中間コストが発生しないリース方式のほうが有利と考えられる。

これらのことから、今後の検討に当たっては、従来方式及びリース方式の2つの手法について検討を進め、市の財政状況や庁舎建設基金のあり方等を踏まえ手法の決定を行うものとする。

③ 工法、構造等による縮減

工法や構造等による事業費の縮減については、「第2章 2-3 新庁舎の施設整備の考え方」や「第4章 4-2 配置計画の検討」などを踏まえ、防災拠点としてとしての機能や、仮設庁舎規模の縮小などの要件を満たしつつ、事業費削減の可能性を検討する。

これらの事項については、引き続き調査・研究を進めるとともに、提案等を幅広く求め、基本設計の中で詳細を検討するものとする。

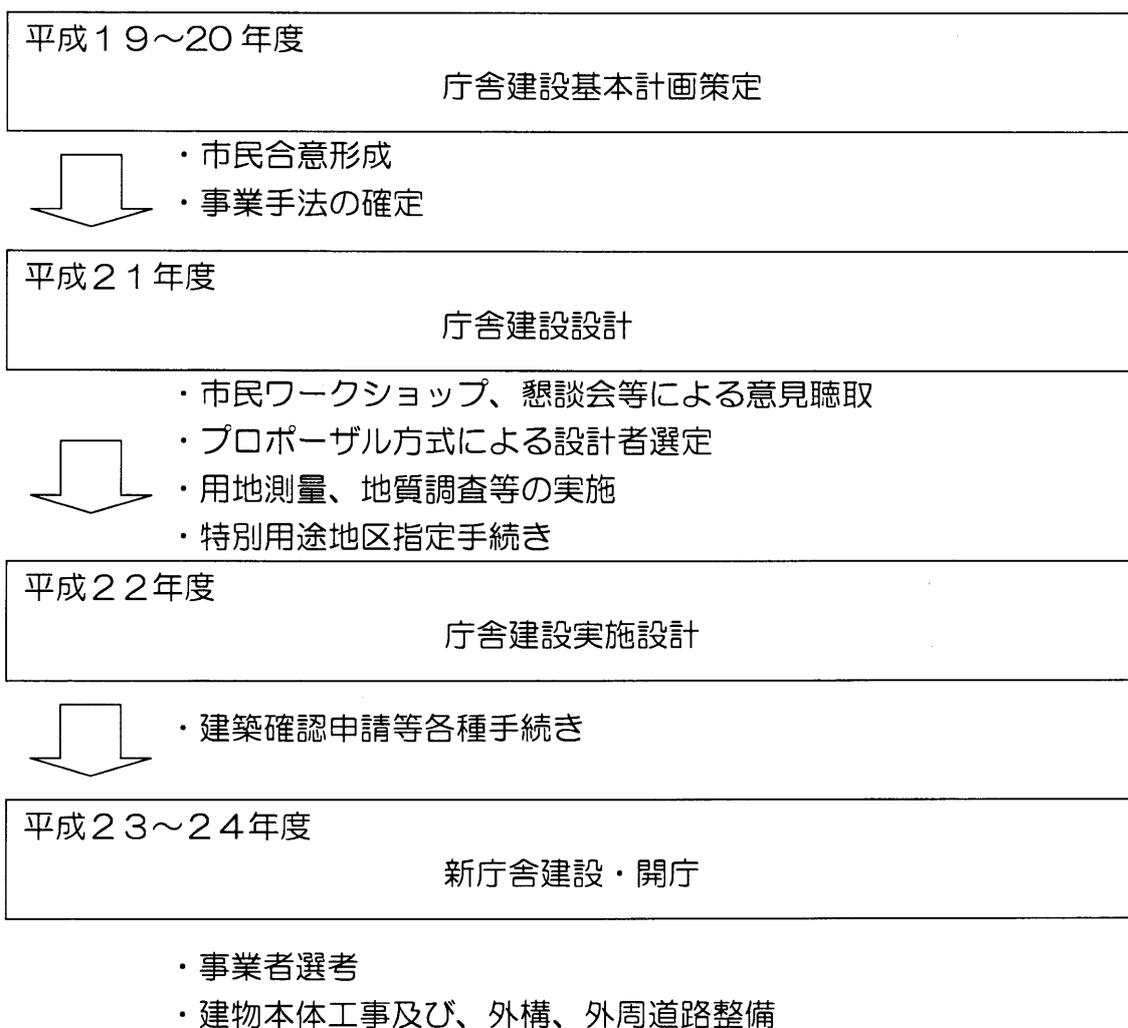
第7章 今後の検討に向けて

7-1 今後のスケジュール

新庁舎の建設については、市制40周年である平成23年度の着工を想定するものとする。

今後は、本基本計画に基づき、市民ワークショップ、懇談会等の実施を行い、市民や職員の意見を聞きながら基本設計をまとめるものとする。

□ スケジュール案



※採用する構造・工法などにより変更になる場合がある。

7-2 今後の課題、検討事項

これまで新庁舎建設の基本的な考え方をはじめ、備えるべき姿や、規模・構成、建設費用と財源、実現方策等について述べてきたが、今後も引き続き、この基本計画の方向性に沿ってさらに検討を掘り下げ、市民にとって納得度、満足度の高い庁舎の実現を図る必要がある。

（1）市民との協働による推進

これまでも、市民説明会等により庁舎建設に関して多くの意見をいただいていたが、今後も引き続き情報提供を行っていくとともに、今後予定される基本設計においても市民の意見を取り入れながら進めていく必要がある。

基本設計においては、配置計画や平面計画がより具体的なものとなることから、市民を含めたワークショップや懇談会等を開催し、利用者としての意見を聞き、その実現の可能性についても検討を行うものとする。

（2）周辺地区へのまちづくりへの影響への配慮

庁舎の建設にあたり、用途地域の課題解消のため特別用途地区の指定を行う予定であるが、それらによる周辺地区への影響や自動車、歩行者のアプローチなどにも配慮する必要がある。

当該地区が、行政・文化拠点として市役所、文化センターを中心とした市民の交流の核として機能するよう周辺地域と一体となったまちづくりを進めるものとする。

（3）発注手法の検討

新庁舎の設計、施工、維持管理・運営の各段階において採用すべき発注方法については、選定過程の透明性、客観性、公開性を確保することを重視し、合わせて、提案内容をはじめ応募者の資質や能力も含めて審査できるなど、総合的な視点から決定する必要がある。

庁舎建設基本計画策定に関して（H20年12月）（案）

1 庁舎建設の考え方

庁舎建設については、これまでの検討の経緯から以下の点を踏まえ、庁舎の建替えを前提とした検討を行う。

なお、次項で述べる財政状況や、合併等などについても配慮し多角的に検討を行い、将来を見据えながら現時点における最良の方法を選択するものとする。

- 1) 庁舎の耐震性能の確保、防災拠点施設としての機能の整備
- 2) 事務スペースの狭隘化の解消、バリアフリー対応等による市民サービスの向上
- 3) 雨漏りや老朽化に伴う各種設備の更新、衛生面の解消
- 4) 市民との「協働」の実現のため市民活動の拠点機能の整備
- 5) その他、市民意見を極力反映した事項

○検討の経緯

庁舎建設については、平成4年度から検討が進められ、これまでも「庁舎を建設する」という考えが示されてきたが、庁舎以外の行政課題や、財政状況などから、先延ばしにされてきた状況がある。

平成18年度には、現下の庁舎の状況や課題を考え、建設すべき時期にあると認識していることから、庁舎建設委員会に庁舎建設基本計画の再見直しについて諮問を実施し、庁舎建設基本構想として答申を受け、具体化する基本計画を策定し、早期に建設に取り組むことの提言がなされた。

また、併せて議会の庁舎建設特別委員会においても、委員全員の賛成により委員長報告がなされ、可及的速やかに建設するとされた。

このことから、庁舎建設基本計画の策定に向けた検討を実施しており、その中で市民意見の聴取を実施している。

○建て替えの必要性

庁舎の耐震性の問題については、平成12年度に庁舎建物診断を実施し、第1庁舎、第2庁舎について、震度6以上の地震により倒壊または崩壊する危険性があるという結果が報告され、耐震補強工事についても検討が行われている。

一方で庁舎の老朽化については、第1、第2庁舎の劣化が著しく、全面改修が必要であることや、機械設備、電気設備は経年劣化が進行し、安全性、効率

性の面からも機器の更新や設備の全面改修の必要性が指摘されている。

さらに、耐震性、老朽化の問題だけでなく、行政サービスを提供する場としてのスペースの狭隘さや、庁舎が分散していることで来庁の方々にご不便を強いていること、バリアフリーへの対応、空調室の建材にアスベストが使用されており、飛散防止のみならず除去の必要があること等の対応も必要とされている。

これらの問題を解決するには、現在の庁舎を改修して使用するのではなく、新庁舎を建設することが必要であるという認識に立っており、現在までに検討が進められている。

2 市の財政状況と庁舎建設について

今後も、市の財政状況は厳しい状態が続くものと想定され、庁舎建設による負担は可能な限り抑える必要があり、庁舎建設時のみならず、ランニングコストの面からも検討を進め、最小の予算で最大の効果が発揮できるよう配慮する。

庁舎建設基金のあり方を整理し、年度予算の低減と平準化なども念頭に置き、庁舎以外の各事業も含め、緊急性、必要性、優先度、将来の財政状況等を踏まえた検討を進めることとする。

○ 本市の財政状況【平成 21 年度予算編成方針より】

本市の財政は、今後、景気の低迷や国の歳出・歳入一体改革の影響により、歳入の伸びが期待できない中で、少子高齢化社会を背景とした社会保障関係経費や老朽化した公共施設の維持管理経費などの歳出の増加が見込まれることから大幅な財源不足が生じる状況にある。また、今日の原油・原材料等の価格変動が産業活動や市民活動に大きな影響を及ぼしており、歳入の根幹をなす市税収入については多くを期待できない状況にある。

さらに、地方交付税は大幅に減少し、国の歳出・歳入一体改革への取り組みにより、財政運営にあたっては依然として厳しい状況が続くものと見込まれる。

一方、歳出では、義務的経費のうち児童扶養手当をはじめとする扶助費については引き続き増加傾向にあるが、総額については、近年の厳しい財政状況を反映し、年々減少している。

平成 19 年度普通会計決算における経常収支比率は 92.5% で、前年度との比較では 3.6 ポイント上昇しており、依然として財政の硬直化が進行している状況にある。

平成 21 年度においては、市税収入の伸びが見込めない中、総務省の平成 21

年度予算概算要求において、地方交付税は前年比 3.9%減とされており、今後国の予算編成過程においてさらなる減少も見込まれることから、財政運営にあたっては、引き続き厳しい状況が続くものと予想される。

○庁舎建設における財源確保について

庁舎建設計画の検討にあたっては、財政の硬直化が進行している現状を認識したうえで、事業費や、経常的経費のなお一層の縮減を図るとともに、市が行う各種事業と併せ、緊急性、必要性、優先度、将来にわたる負担等の観点から徹底した見直し等を行い、庁舎建設基金のあり方を踏まえ、地方債の活用などを踏まえた検討を行い、限られた財源の効果的な活用に努めるものとする。

3 合併と庁舎の考えについて

現時点においては、「合併を必ず行う。」「いつまでに行う。」という状況には至っていない。

しかしながら、将来においては、合併は必要であるとの考えから、それを見据えた庁舎とする必要があり、庁舎建設の計画にあたっては以下の点に配慮し検討を行うものとする。

- 1) 将来の合併にも、柔軟に対応できるよう、用途変更や増築等の対応ができるような配慮を行う。
- 2) 議会棟など、使用目的が限られているものについては、他市町村の事例等を研究し、多目的な利用ができるものとする。
- 3) 合併後においても、北本市の区域における災害応急対策活動に必要な施設となることから、それらの機能が発揮できる施設とする。

○合併について

先にも述べたように、本市における財政運営にあたっては、引き続き厳しい状況が続くものと予想されており、このような状況の中でも、権限の移譲や市民ニーズの多様化などによる政策課題はますます増加していくものと考えられ、それら諸問題に的確に対応していく必要がある。

これまでも、合併に向けた取組みは行われてきたが、現在において合併はなされておらず、また、その協議についても現在行われていない。

最大の行政改革といわれる市町村合併については、行政基盤を強化し能力と

権限を発揮していく自治体となるためには有効な手段であるとされており、埼玉県においても市町村合併推進構想の中で上尾市、伊奈町、桶川市、北本市、鴻巣市の4市1町の枠組みが示されているところである。

また、広域的行政としては、桶川市、北本市、鴻巣市による県央都市づくり協議会があり、平成21年にはこれに上尾市と伊奈町を加え4市1町を範囲としたまちづくり協議会（仮称）の立ち上げを進めるよう働きかけを行っている。まずは、この協議会の中で信頼関係を結びながら、情報交換や広域行政のあり方等についての検討を進めていき、将来的には合併も含めた検討も必要であると考えている。

いずれにしても、現時点においては、明確に合併を行うとはいえない状況であることから、将来的には合併を見据えながらも、当面は行政改革を進め、行政基盤を強化していくこととして取組むこととし、庁舎建設については、合併を行った他市町村の事例の研究を行い、将来的な対応ができるものとしての計画を進めることとする。

また、合併に対する市民意識の向上や、議会の働きかけがあった場合には、的確に対応していく必要があり、市民の意向を十分把握した上で取り組んでいくものとする。

合併後の庁舎の利用状況について

平成21年1月

調査内容及び回答	対象12市町
問1 合併後の本庁舎について	
1) 合併後の本庁舎の位置について	
2) 本庁舎施設について(いずれかに○)	0件
・新設した	12件
・旧庁舎を利用している	
・旧庁舎を増築して利用している	
・その他()	
	11件
問2 合併後、本庁舎とならなかった旧庁舎について(いずれかに○)	
・支所・出張所として利用している	
・用途を変更して利用している	
・その他()	
	8件
	1件
問3 支所・出張所となった庁舎について	
1) 議場について (いずれかに○)	
・用途を変更して利用している	10件
・用途の変更を予定している	
・利用していない	
2) 防災拠点について(該当するものに○)	
・防災拠点として利用する	
・避難所として利用する	
・その他()	

	市町村	合併市町村名	合併年月日	担当課	問1 合併後の本庁舎の位置・施設について	問2 合併後、本庁舎とならなかった旧庁舎について	問3 1) 支所・出張所となった庁舎の議場について	問3 2) 支所・出張所となった庁舎の防災拠点について
1	ときがわ町	都幾川村・玉川村	平成18年2月1日	総務課	旧庁舎を利用	旧玉川村…本庁舎 旧都幾川村…第二庁舎	旧玉川村は用途を変更して利用（会議室）	旧玉川村…防災拠点として利用 旧都幾川村…防災拠点として利用していない
2	秩父市	秩父市・吉田町・大滝村・荒川村	平成17年4月1日	管財課	秩父市 旧庁舎を利用	支所・出張所として利用	用途を変更して利用（会議室）	防災拠点として利用
3	行田市	行田市・南河原村	平成18年1月1日	財政課	行田市 旧庁舎を利用	支所・出張所として利用	利用していない	防災拠点としていない
4	本庄市	本庄市・児玉町	平成18年1月10日	財政課	本庄市 旧庁舎を利用	支所として利用	利用していない	防災拠点として利用
5	ふじみ野市	上福岡市・大井町	平成17年10月1日	管財課	上福岡市 旧庁舎を利用	支所・出張所として利用	用途を変更して利用（書庫）	避難所として利用
6	鴻巣市	鴻巣市・吹上町・川里町	平成17年10月1日	経営政策課	鴻巣市 旧庁舎を利用	支所・出張所として利用	用途を変更して利用（書庫）	防災拠点として利用
7	春日部市	春日部市・庄和町	平成17年10月1日	管財課	春日部市 旧庁舎を利用	支所・出張所として利用	用途の変更を予定（児童館）	防災拠点として利用
8	神川町	神川町・神泉村	平成18年1月1日	総務課	神川町 旧庁舎を利用	支所・出張所として利用	用途を変更して利用（会議室）	防災拠点として利用
9	小鹿野町	小鹿野町・両神村	平成17年10月1日	総務課	分庁舎方式のため、小鹿野町・両神村とも利用		旧両神村は用途を変更して利用（倉庫）	防災拠点として利用
10	熊谷市	熊谷市・大里町・妻沼町・江南町	平成17年10月1日（熊谷市、大里町、妻沼町） 平成19年2月13日（江南町）	庶務課	熊谷市 旧庁舎を利用	大里、妻沼、江南は分庁舎（支所も含む）	妻沼分庁舎、多目的ホールとして、利用 大里・江南分庁舎は利用していない	防災拠点として利用
11	深谷市	深谷市・岡部町・川本町・花園町	平成18年1月1日	危機管理課	深谷市 旧庁舎を利用	支所・出張所として利用	利用していない	防災拠点として利用
12	飯能市	飯能市・名栗村	平成17年1月1日	財政課	飯能市 旧庁舎を利用	支所・出張所として利用	用途を変更して利用（倉庫）	避難所として利用

	市町村	問4 合併後の庁舎の扱いについて、苦慮している点や、注意すべき点
1	ときがわ町	他の合併団体とは異なるような庁舎の使用方法になっているため、住民の方の不便さというよりも、内部的にも非効率な点もあるように感じます。（全庁的な会議の開催、町長・副町長の決裁・報告等）
2	秩父市	秩父市は合併してから4年経過しようとしているところですが、本庁舎については、年々と職員が増加しているため、事務スペース確保に苦慮している。また、各支所の空スペースの利用方法についても注意が必要だとおもわれます。
3	行田市	旧村での庁舎は中心的な行政機能があり、合併と同時に機能がなくなったら即廃止ができないため、新市での全体構想での位置づけが難しいと思われれます。
4	本庄市	
5	ふじみ野市	
6	鴻巣市	現在、特に吹上支所の老朽化が激しいため、改修で対応していくべきか、建て替えをするべきか、また、建て替える場合にしても、建設箇所、施設内容（公民館などの複合的な機能を持たせるかどうか）など、今後の対応について苦慮しているところである。いずれにしても、両支所はこれまで両町の地域の拠点としての役割を担ってきたことを踏まえ、地域住民の感情を十分に考慮する必要がある。また、市の財政も厳しい状況にあることから、今後の対応策については、慎重に検討していきたいと考えている。
7	春日部市	執務スペースについては、一部図書館への用途変更を計画しています。
8	神川町	
9	小鹿野町	分庁方式により旧庁舎の活用を図ることはできているが、非効率になってしまう面もある。（庁舎間の事務連絡等で車両や時間が必要になること、町民にとっては1施設で用事を済ませられないなど。）議場については構造上転用が難しく、合併で使われなくなった旧両神村の議場は倉庫として使用されている状態である。また、建物があるだけで生じる費用（光熱水費や修繕費、各種設備の点検保守費用、防火管理者等の講習費用など）も相当の金額になると見られ、今後は職員数の減少も見込まれるため、将来的には施設の集約化を検討する必要があるものと思われる。
10	熊谷市	旧議場の用途変更については、段差等の構造上の問題があり、難しい状況にある。
11	深谷市	施設の老朽化、狭隘化、耐震への不安等の様々な問題をかかえています。また、老朽化しているため施設の修繕に予算を費やしている状況です。
12	飯能市	

視察先概要

【上里町】

○ 人口 32,083 人(平成 20 年 11 月現在)

○ 位置

上里町は、広さ南北 5.5 キロメートル、東西 6.0 キロメートル、総面積約 29.21 平方キロメートル。埼玉県最北端で東京都から 85 キロメートル圏内に位置する。

烏川、神流川の2大河川を境にして群馬県と隣接している。



上里町の位置

○ 庁舎概要

- ・ 平成 11 年度から事業実施
- ・ 総工事費 30 億円 本体・内装工事費 27 億 3 千万円
- ・ 延床面積 7365.62 m²
- ・ 構造 鉄骨造 5 階建て

【本庄市】

○人口 79,613 人(平成 20 年 12 月現在)

○位置

本庄市は、東京から80km(キロメートル)圏、埼玉県の西北に位置する面積89.71km²(平方キロメートル)、人口約8万3千人の都市です。東は深谷市、西は上里町・神川町、南は美里町・長瀬町・皆野町、北は利根川をはさんで群馬県伊勢崎市に接しています。



○ 工事概要

- ・ 平成 2 年 12 月から事業開始
- ・ 総事業費 49 億 7 千万円
- ・ 延床面積 11,564.3 m²
- ・ 構造 地上 6 階 地下 1 階 鉄骨鉄筋コンクリート造

庁舎建設特別委員会委員長中間報告

平成20年第3回定例会において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっていました庁舎建設に関する件について、4回の委員会を開催いたしましたので、審査経過の概要を報告いたします。

初めに、第1回の委員会につきまして下記のとおり報告いたします。

記

- 1 審査年月日 平成20年10月14日(火)
- 2 場 所 議場
- 3 出席委員 加藤勝明、湯澤清訓、黒澤健一、吉住武雄、島野和夫、
阪井栄見子、伊藤堅治、桂祐司、高橋節子、現王園孝昭
- 4 議 題 (1) 庁舎建設に関する各種委員会の説明について
(2) 市民説明会の内容について
- 5 説 明 員 総合政策部長、政策推進課長及び主査、こども課長

第1回の委員会では、市執行部から庁舎建設に関する各種委員会及び市民説明会の概要説明を受けました。

庁舎建設に関する委員会には、副市長と市の管理職員で構成する北本市庁舎建設検討委員会及び北本市公共施設整備検討委員会と、市民や議員等で構成する北本市庁舎建設委員会の3つの委員会があります。昨年4月から今年の8月にかけて合計で8回の会議が開催されています。各委員会で検討された内容のうち、主に「保育所併設」についての経過の説明を受けました。

また、市の市民説明会は、自治会連合会などの各団体や8圏域コミュニティを対象として、今年の8月から10月にかけて合計で15回開催され、275名の参加がありました。

市民説明会では、庁舎を建設する理由、費用、規模等に関する内容のほか、3委員会の中で検討した「保育所併設」について行った旨の報告がありました。

執行部の説明に対し、本委員会の委員からは、「保育所併設の経緯」や、「3委員会の今後のあり方」等についての質疑や意見が出されました。

以上が第1回庁舎建設特別委員会の審査経過の概要です。

続いて、第2回の委員会につきまして下記のとおり報告いたします。

記

- 1 審査年月日 平成20年10月30日(木)
- 2 場 所 議場
- 3 出席委員 加藤勝明、湯澤清訓、黒澤健一、吉住武雄、島野和夫、
阪井栄見子、伊藤堅治、三宮幸雄、桂祐司、高橋節子、
現王園孝昭
- 4 議 題 市民説明会の結果について

5 説明員 総合政策部長、政策推進課長及び主査

第2回の委員会では市執行部から市民説明会の結果報告を受けました。

市民説明会で、庁舎建設に関するご意見をいただいたところ、全体で357件の質問や意見が寄せられました。そのうちの半数は「庁舎建設に関するもの」、「庁舎規模、機能に関するもの」で、大半は庁舎建設に前向きの意見でした。また、全体の約3分の1は「保育所の併設に対するもの」で、保育所併設には否定的な意見であった旨の説明がありました。

執行部の報告に対し、本委員会の委員からは、「今後の市民等からの意見の集約方法」や、「3委員会と議会との整合性等について」の質疑や意見が出されました。

以上が第2回庁舎建設特別委員会の審査経過の概要です。

続いて、第3回の委員会につきまして下記のとおり報告いたします。

記

- 1 審査年月日 平成20年11月18日(火)
- 2 場 所 議場
- 3 出席委員 加藤勝明、湯澤清訓、黒澤健一、吉住武雄、島野和夫、
阪井栄見子、三宮幸雄、桂祐司、高橋節子、現王園孝昭
- 4 議 題 庁舎建設に関する件について

第3回の委員会では過去2回の委員会における執行部の説明を受け、今後の庁舎建設の方向性について検討しました。その結果、本委員会では、「庁舎単独で建設する」、「建設場所は現在地とする」、「建替えを前提とする」という結論に至りました。また、今後の庁舎建設の具体的な方針として、次の6項目を検討することとしました。

1. 質素で簡素な庁舎建設について
2. 地域経済への波及効果について
3. 着工時期について
4. 建設費用について
5. 庁舎建設基本構想の基本的な考え方について
6. その他

以上が第3回庁舎建設特別委員会の審査経過の概要です。

続いて、第4回の委員会につきまして下記のとおり報告いたします。

記

- 1 審査年月日 平成20年12月9日(火)
- 2 場 所 議場
- 3 出席委員 加藤勝明、湯澤清訓、黒澤健一、吉住武雄、島野和夫、
伊藤堅治、三宮幸雄、桂祐司、高橋節子、現王園孝昭

4 議 題 庁舎建設の方針について

第4回の委員会では前回の委員会で今後の庁舎建設の具体的な方針として示された6項目について検討しました。主な意見について申し上げます。

1. 質素で簡素な庁舎建設について

- ① 現在の案を見直す縮減案として、面積、吹き抜け、地下室、耐震基準、免震工法などの見直しの意見が出ました。
- ② 例えば宮代町のような木造庁舎も検討するとの意見が出ました。

2. 地域経済への波及効果について

- ① 地元業者を積極的に活用すること。
- ② 設計を工夫すること。例えば分割発注、工区を分けること等。

3. 着工時期について

- ① 市制施行40周年を目途に着工すること。

4. 建設費用について

- ① 庁舎建設基金25億円を上限とし、できる限り残すこと。
- ② 後年度負担もある程度必要なので、起債についても検討すること。
- ③ 庁舎建設基金の残金を維持管理に対応できる庁舎建設基金のあり方を考えること。
- ④ 建設費縮減のため、仮設庁舎はできるだけ造らない方策を考えること。

5. 庁舎建設の基本的な考え方について

- ① 市民が活用できる多目的、フレキシブルなスペースを設けること。
- ② 文化センターとの連携を考慮すること。
- ③ 一棟の中に実現可能な限り機能を集約すること。

6. その他

- ① 屋上緑化や太陽光発電など環境に配慮した庁舎とすること。しかし、費用は増大する。
- ② 福祉に配慮した庁舎とすること。
- ③ 議会関係について、会派控室の設置、議会図書室の充実などの意見が出されました。

以上が第4回庁舎建設特別委員会までの審査経過の概要です。

今後、更に細部について検討する必要がありますので、引き続き慎重に審査を進めてまいります。

以上報告いたします。

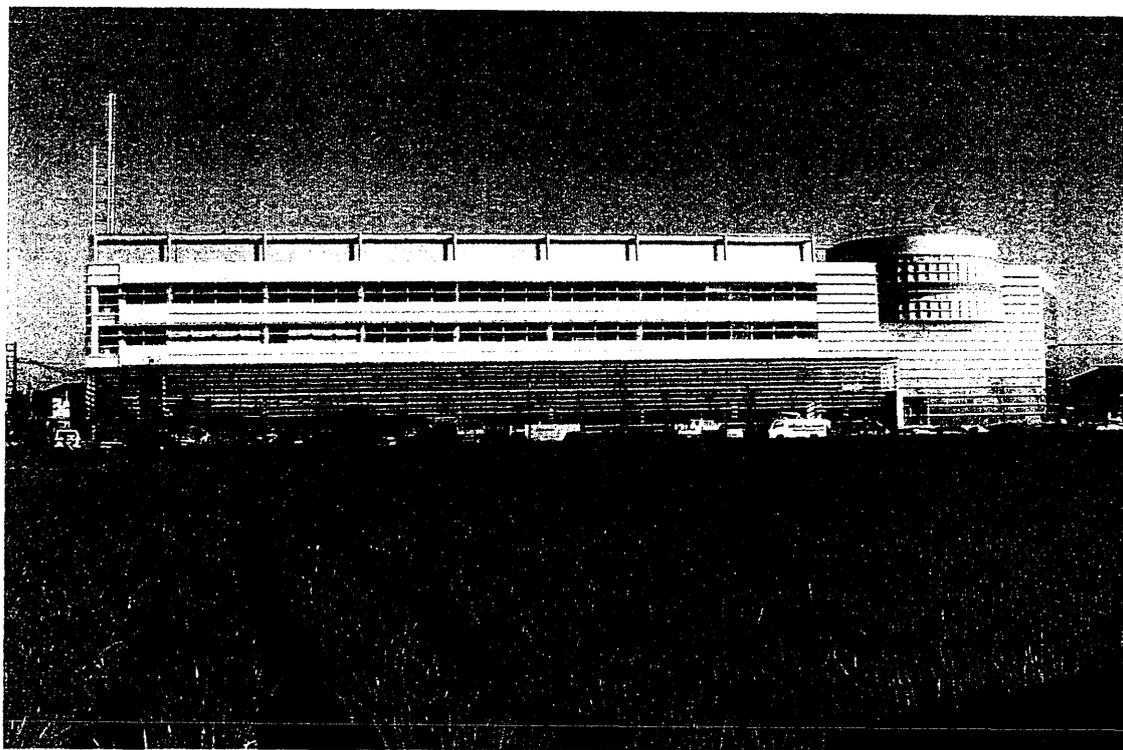
平成20年12月17日

庁 舎 建 設 特 別 委 員 会
委 員 長 現 王 園 孝 昭

北本市議会議長 横 山 功 様

上里町庁舎視察資料

平成13年11月26日開庁



目 次

第1章 新庁舎建設の必要性	項
1 分散課等をまとめて利用しやすく	1
2 平成13年9月末完成、11月より使用	1
第2章 新庁舎の機能	
3 新庁舎の部屋割りと機能	2
4 新庁舎の面積	3
5 工夫をこらして維持管理費を節約	3
6 地震や火事にも万全な庁舎	3
7 旧庁舎の活用は	4
8 テレビ電波受信障害対策	4
第3章 建設費	
9 建設費の財源は、約7割が積立金	4
10 庁舎建設に至る経過	4
11 工事経過写真	7
12 工程表	11
13 各階毎の平面・立面図	11

第1章 新庁舎の必要性

1 分散課等をまとめて利用しやすく

新庁舎建設の必要性

- (1) 旧庁舎(各課)は分散して、わかりにくく不便であった。
- (2) 町民のためのスペースが不十分であり、障害者、高齢者への対策も十分に行えない。
- (3) 執務室が手狭で、老朽化が進み、事務能率やOA化に支障が生じていた。
- (4) 町民のためのコミュニティセンター、中央公民館が事務室、役場の会議等で使用されているため、本来の目的から外れている。

旧庁舎は、昭和32年に建設され、執務室の手狭により昭和47年に東側に新庁舎(現在上里町福祉町民センター)を建設しました。

さらに、中央公民館が昭和45年に建設され、これら4施設に各課が分散しており、来庁者に不便をかけていました。

また、町民がくつろげる場所や、体の不自由な人や高齢者に対する施設や設備も不十分でした。これらに加え、庁舎内の電気・電話の配線はたこ足状態で、コンセントが抜けたり、容量が不足してブレーカーが落ちたり、パソコンがシステムダウンしたり、いたるところで雨漏り、床がひび割れているのが現状でした。

今の古い建物では、事務能率を向上させるための設備工事も思うようにできません。

このため町では庁舎建設検討委員会を設置し、庁舎建設の可否や、規模、建設地等を協議し、その結果、平成11年に旧庁舎東側(現在地)に建設することが決定されました。

2 平成13年9月28日完成、11月26日より使用(開庁)

平成13年9月28日完成し、その後10月に内部の什器・備品の設置、外構(駐車場や植栽など)の工事を実施いたしました。

11月3日には、町制施行30周年に合わせて竣工記念式典を開催し、町民への完成見学会を行いました。続いて、11月には移転作業とトレーニング、23、24、25日の3連休を利用したコンピューターの移転、電話の切り替えを行ない11月26日(月)より、開庁となりました。

第2章 新庁舎の機能、開かれた庁舎

3 新庁舎の部屋割りと機能

新庁舎の部屋割りは、別図(P13～)となっております。

新庁舎建設4つの目標

(1) 町民のための庁舎

○機能的でコンパクト

- ・無柱空間による機能的窓口
- ・分かりやすい窓口表示

○弱者対策

- ・段差の解消
- ・車椅子対応エレベーター
- ・弱者用多目的トイレ

○多目的利用可能な町民ホール

- ・可動型展示パネル
- ・展示用照明

(2) 環境に配慮した庁舎

○地球環境への配慮

- ・リサイクル材の利用
- ・PC化による現場型枠材の削減
- ・雨水利用によるトイレ洗浄水
- ・室内照明のセンサー調光による電力節減
- ・電力ピークを平準化するための深夜電力による氷蓄熱空調

○周辺環境への配慮

- ・建物を南側に配置し日照に配慮
- ・低層部を張り出しビル風を低減
- ・敷地周囲の緑化
- ・受水槽を地下化し、景観・防音などに配慮
- ・屋上機械を目隠し、景観・防音に配慮
- ・北側の窓を高窓化し、プライバシーに配慮
- ・光害の少ない外灯

○建物内部への配慮

- ・自然換気システムの採用による省エネルギー化
- ・自然採光を各所に取り入れ
- ・庇、ロールブラインドなどによる熱負荷の軽減
- ・町民ホール北、東の断熱ペアガラス採用

(3) 合理性と先進性

○合理的なビルディングシステム

- ・部材のモジュール化
- ・OAフロアとシステム天井
- ・中央監視室による一元管理
- ・無柱空間の執務スペース実現

(4) まちづくりの拠点となる庁舎

○シンボル性、防災性、安全性の高い庁舎

- ・21世紀への船出、町民とのふれあいをシンボル化
- ・防災機能の確保
- ・災害時の電源確保(40時間)
- ・衝突の恐れのある部分のガラスを強化ガラスに

4 新庁舎の面積

新庁舎の概要

建ぺい率	36.77%	容積率	105.93%
最高の高さ	21.45m	最高の軒の高さ	21.00m
構造	鉄骨造	階数	地上4階、一部5階
敷地面積	6952.77㎡	建築面積	2556.77㎡
延べ面積	7365.62㎡		

5 工夫をこらして維持管理費を節約

建物や設備には、維持管理費の増大を押さえるために様々な省エネルギー対策(オール電化、空調システムの省エネ対策[氷蓄熱]、省エネ型の照明機器や節水機器の採用、深夜電力、雨水等の利用等)をとっています。

6 地震や火事にも万全な庁舎

- (1) 建物の耐用期間中に数回発生する可能性のある中地震動(震度V強程度)に対して、主体構造は耐力に影響を及ぼすような損傷を生じず、建物の機能を保持します。
- (2) 当敷地において数百年に一度の確立で発生する可能性のある大地震動(震度VI強～VII程度)に対して、主体構造に大きな補修をすることなく建築物を使用することを目標とし、人命の安全を確保します。
- (3) 災害時に電気の供給が止まっても、コンピューターや電話、防災行政無線等が使えるように、停電後約40時間電気が供給できる非常用発電機を設置しました。

7 旧庁舎の活用

旧庁舎(第1庁舎…総務課、町民課等のあった建物)は、取壊して駐車場・植栽等を整備した。

第2庁舎…税務課、経済課等のあった建物)は改修工事を実施し、上里町福祉町民センターとしてリニューアルし、1階には上里町社会福祉協議会が入り会議室の貸し出し、維持管理等を行ない町民の利用を図っております。

8 テレビ電波受信障害対策

新庁舎は、高さが21m、幅100mとなるため、周辺地域にテレビ電波の受信障害が発生しますので、対策工事を実施いたしました。

第3章 建設費

9 建設費の財源は、約7割が積立金で

新庁舎の建設費は約30億円(外構・備品等含む)かかっております。

建設費については一般行政へ財政的な影響が及ばないように昭和60年以来庁舎建設基金として20億円、公共施設整備基金として2億円、計22億円を積み立ててきました。

さらに起債を7億2400万円、残り7600万円を一般財源から歳出しており、新庁舎を建設したからといって町民の負担が大きくなったり、他の事業予算が減るということはありませんでした。

第4章 資料

10 庁舎建設に至る経過

(1) 庁舎建設基金条例

昭和60年3月議会にて議決。同年4月1日施行

(2) 議会の対応

① 庁舎建設プロジェクトチーム発足…議員6名(代表…荒井二郎議員)

平成2年3月19日…提言書の提出

町民が入りやすく、利用しやすい、ゆとりある施設
町のシンボルにふさわしいもの
住民サービスの向上
自然環境、周辺の諸条件に調和した施設
規模は、将来人口等を想定し検討すること

② 庁舎建設調査特別委員会(委員長…小暮武男議員)

平成5年6月議会において設置

6年3月18日議会で調査結果の報告

用地を先行取得する必要性を報告。候補地5カ所

6年9月議会において再度特別委員会を設置

7年6月16日議会で調査結果の報告

将来人口50,000人を想定して調査。役場内にも組織を設置し、検討を始めるよう要望。

(3) 町の対応

庁舎問題検討委員会(役場内部組織)の設置 平成6年12月1日

平成7年4月から施行の第3次総合振興計画に重点施策の一つとして「中心市街地整備事業」の中で役場新庁舎への改築を推進する旨を明記。

7年7月18日…部会設置

ファイリング担当部会 9回部会開催

電算化担当部会 8回部会開催

建築担当部会 12回部会開催

用地担当部会 6回部会開催

総括委員会 4回開催

7年10月 住民アンケート実施(1,000名対象)

職員アンケート実施(全職員対象)

8年3月1日 策定調査報告書…決裁

(4) 本庄市・上里町の合併案件が浮上。このため、庁舎建設は一時凍結。

平成8年11月1日 合併協議会設置の署名と選挙管理委員会に提出。

9年 5月9日 議会議決(本庄は可決。上里町は否決(合併は郡市で)

(5) 合併否決後の経過

① 庁舎建設検討委員会(町内有識者、各種団体代表、公募委員…洪沢栄一委員長)

平成10年6月18日 町長より委員52名委嘱

諮問—庁舎建設について

8月4日 庁舎建設検討委員会(第2回)開催

答申…庁舎建設について

[新庁舎を早期に建設するよう]

25日 庁舎建設検討委員会(第3回)開催

町の庁舎建設方針報告

諮問……庁舎の位置について

……敷地面積について

……庁舎規模について

平成11年2月 3日 答申……庁舎建設用地について

[町営住宅跡地(現在地利用含む)]

4月26日 答申……敷地面積について

[当面町営住宅跡地を基礎とする]

……庁舎規模について

[概ね7,000㎡程度]

[地下1階、地上4~5階程度が妥当]

6月15日 依頼……プロポーザル選定について

報告……プロポーザル選定について

7月21日 町長よりプロポーザル選定結果報告

(庁舎建設検討委員会委員による投票結果、第1位であった(株)久米設計に決定)

② 町の対応

平成12年3月22日 実施設計を企画調整会議にて了承

平成12年5月25日

入札	落札業者	設計金額	落札金額
建築	西松建設	18億1633万2千円	16億3170万円
機械	大気社	5億1985万5千円	4億6725万円
電気	栗原工業	3億8220万円	3億450万円

平成12年 6月 7日 議会において請負契約議案が可決。本契約。

7月 3日 安全祈願祭(参加158名)

8月 3日 埋蔵文化財試験掘り(文化財なし)

9月 6日 平板載荷試験。コンクリート試験練

9月11日 均しコンクリート打設開始

9月12日 墨だし検査

10月19日 本庄土木事務所中間検査

11月 2日 耐圧盤コンクリート打設開始

11月13日 町議会現場視察

11月28日 町課長会現場視察

12月 6日 地中梁・1階床生コンクリート打設開始

12月13日 町議会現場視察

平成13年 1月15日 第1節鉄骨建て方開始

1月16日 町議会現場視察

1月24日 庁舎建設検討委員現場視察

2月 5日 第2節鉄骨建て方開始

3月 2日 議場建て方開始

3月21日 町議会現場視察

4月16日 外壁PC取付け開始

4月23日 庁舎建設検討委員現場視察

5月20日 町民現場見学会

5月30日 町課長会現場視察

6月22日 外壁ガラス取付け開始

7月12日 OAフロア敷込み開始

8月 2日 カーペット敷込み開始

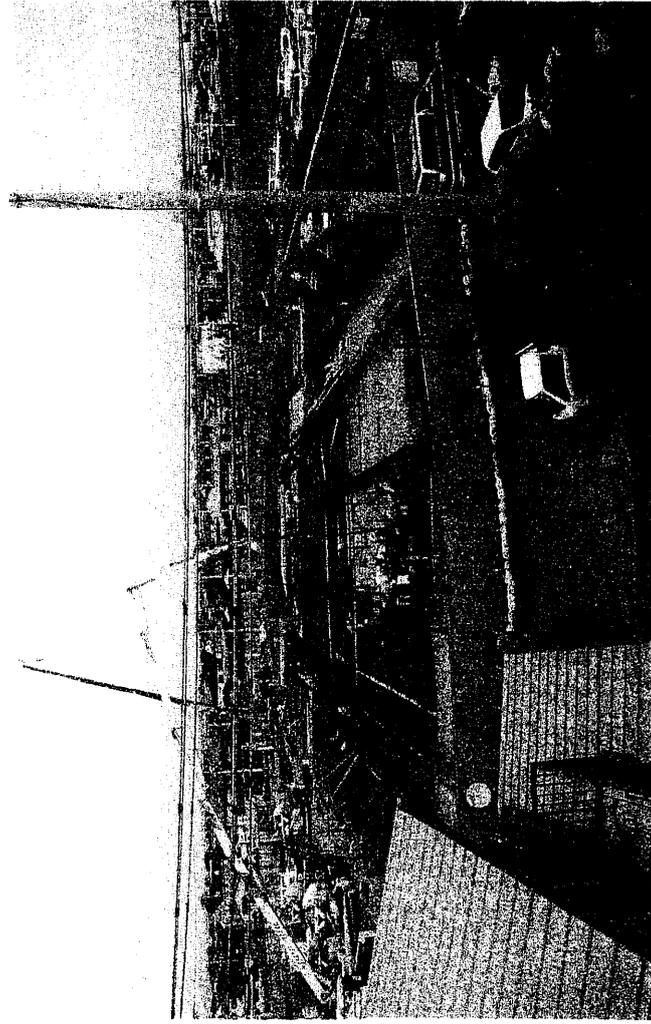
9月18日 消防検査・21日建築確認検査

10月 中 内装・外構工事

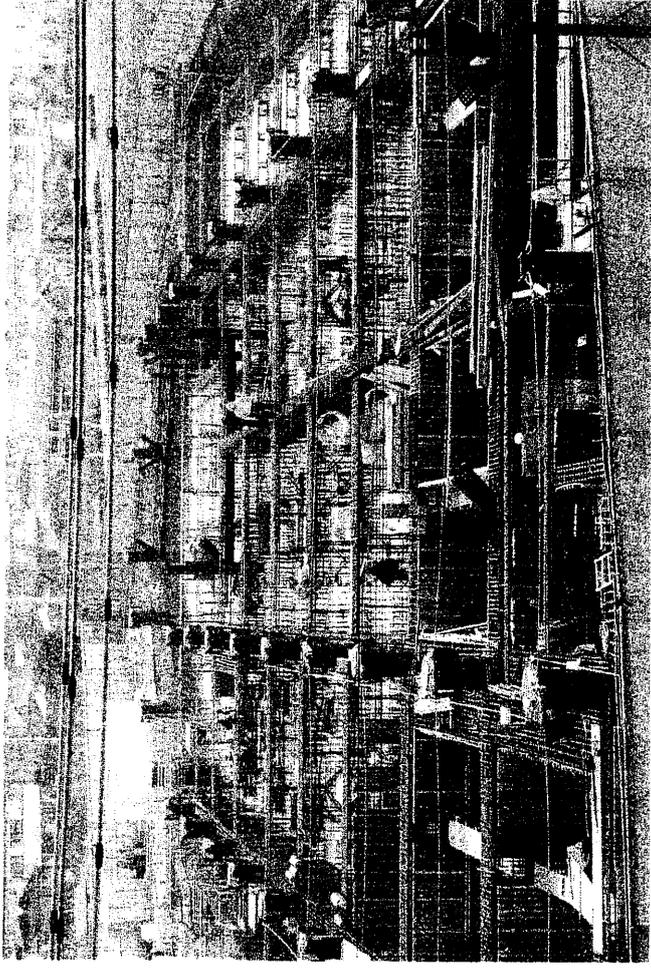
11月 3日 町制施行30周年記念イベント・庁舎竣工記念イベント

11月23日 移転開始・25日移転終了

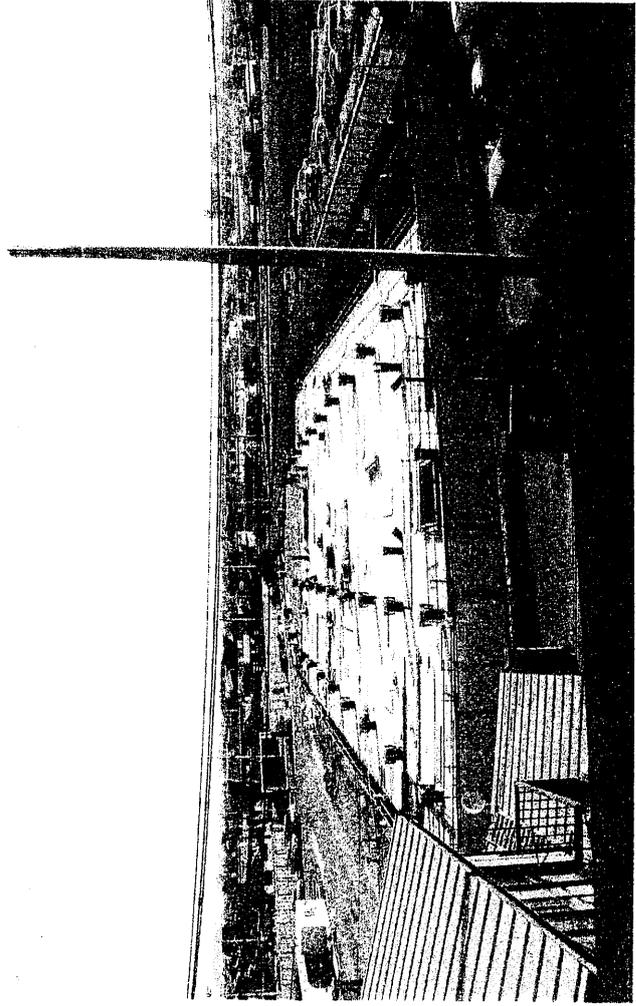
11月26日 新庁舎開庁



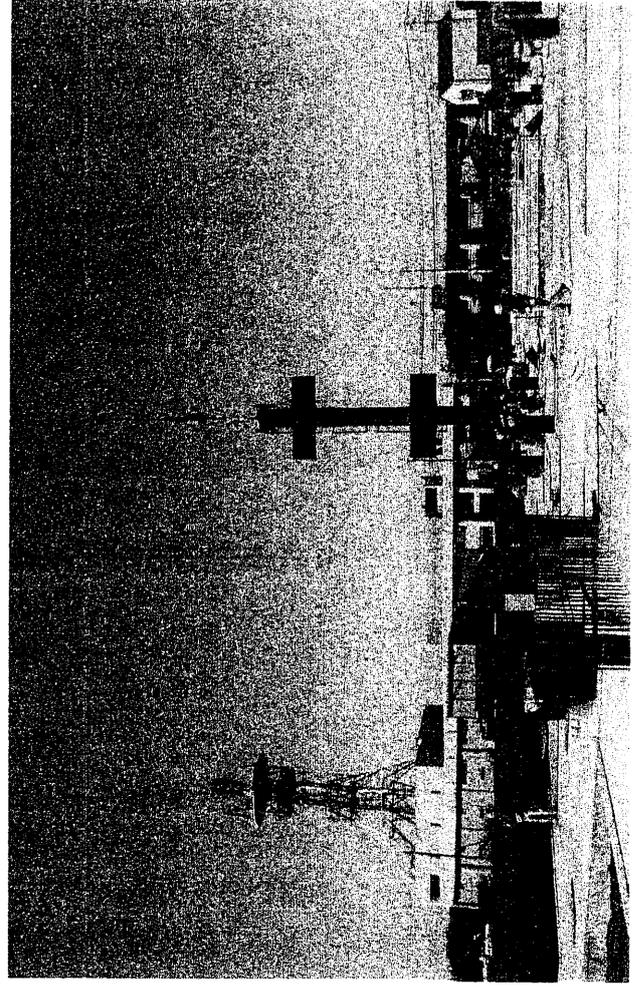
平成12年10月25日 耐圧盤生コンクリート打設状況



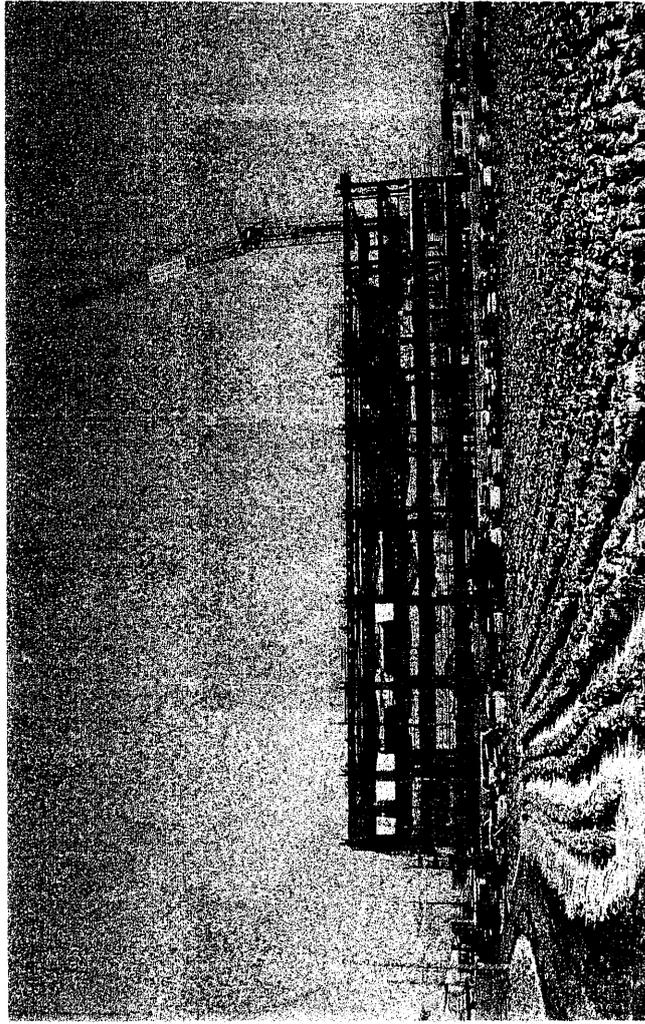
平成12年11月27日 基礎鉄筋・仮枠組立状況



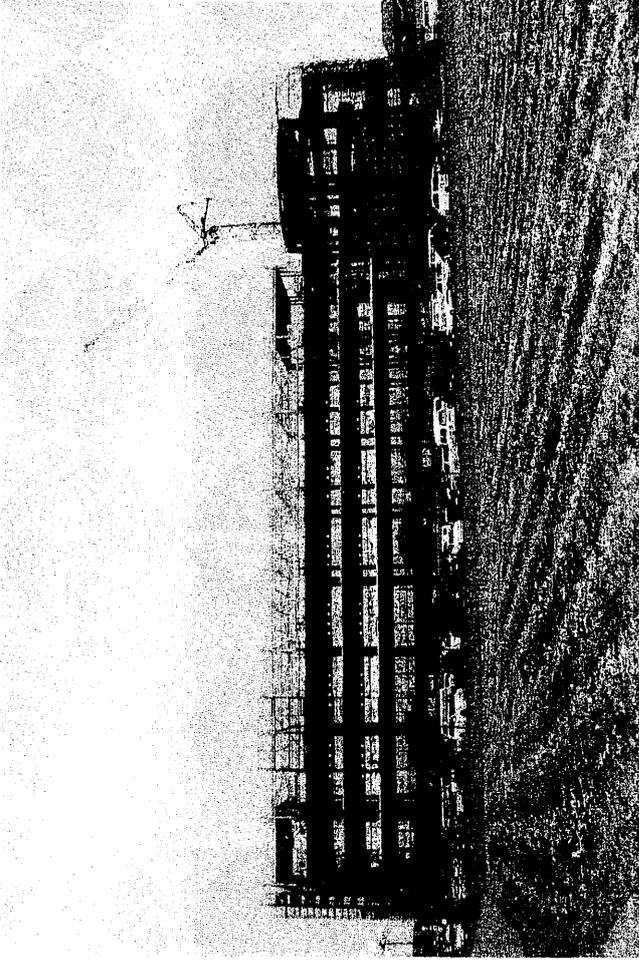
平成12年12月26日 基礎コンクリート打設完了状況



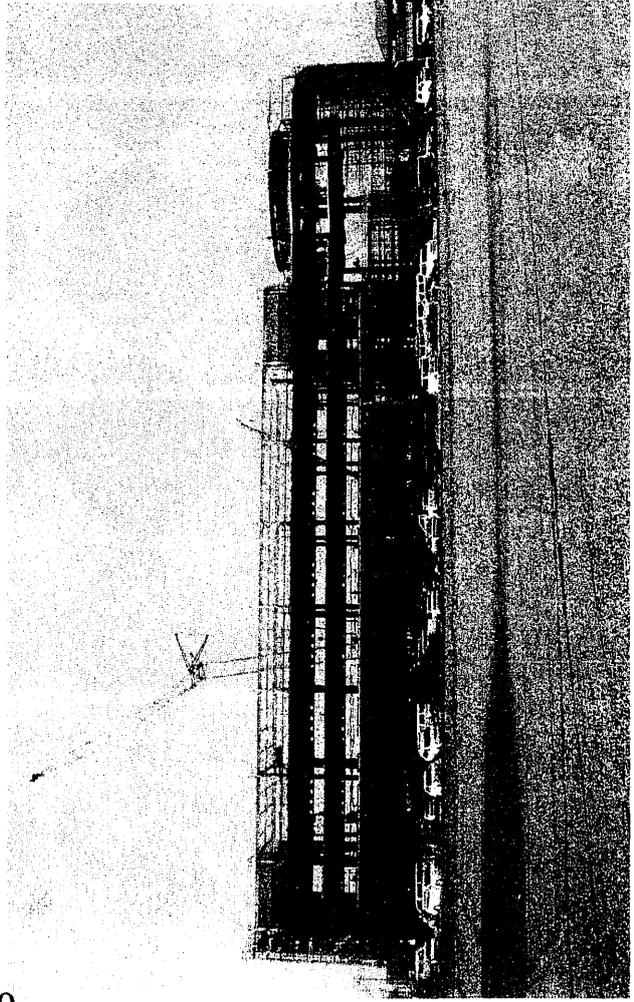
平成13年1月15日 鉄骨建て方第1節開始



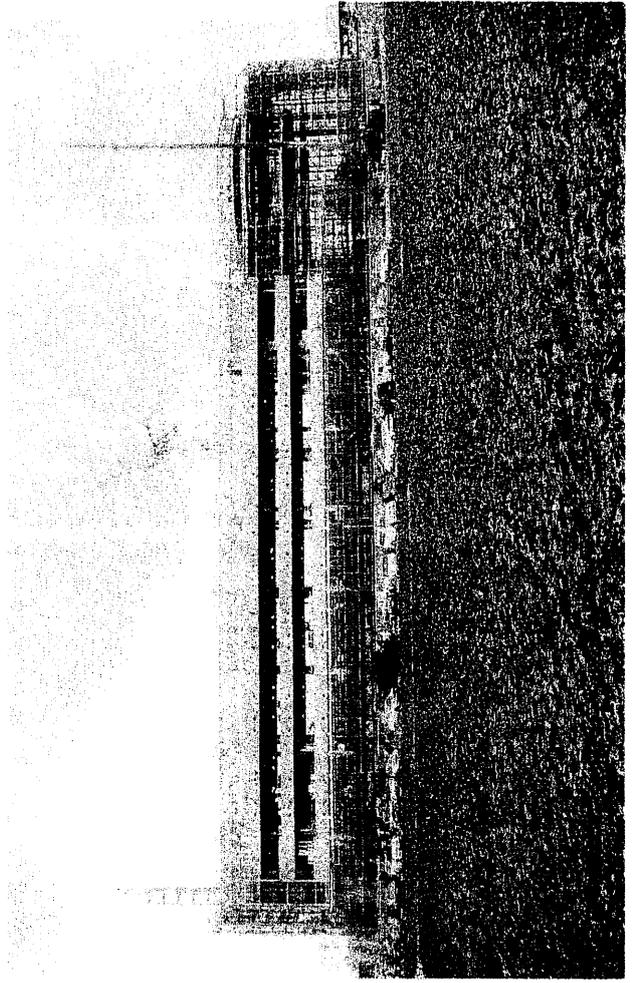
平成13年2月15日 鉄骨建て方第2節完了



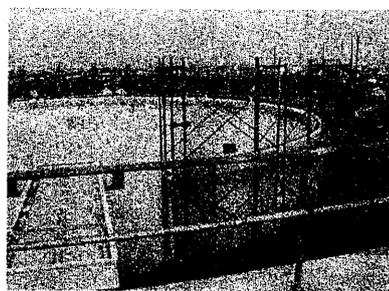
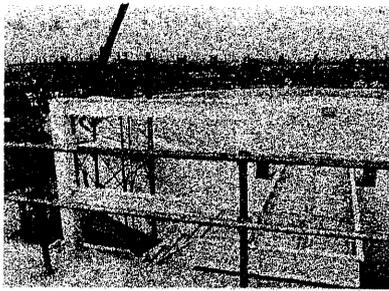
平成13年3月19日 鉄骨建て方第3節・議場完了



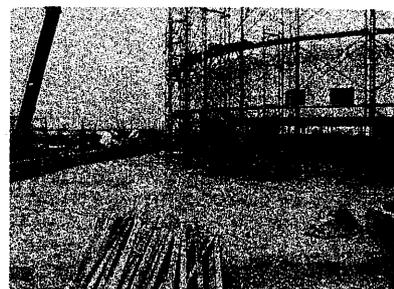
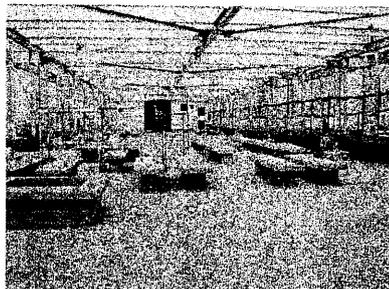
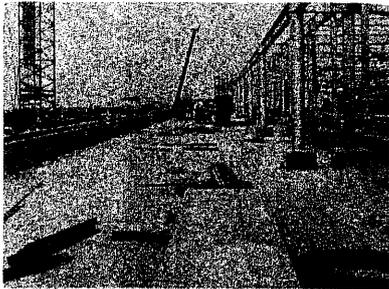
平成13年4月16日 議場仮支持撤去・南窓開口部建て方状況



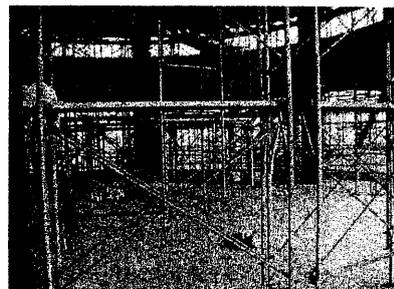
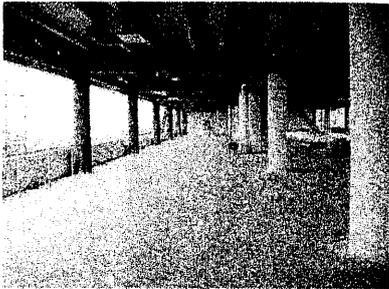
平成13年5月9日 PC壁・アンテナタワー設置状況



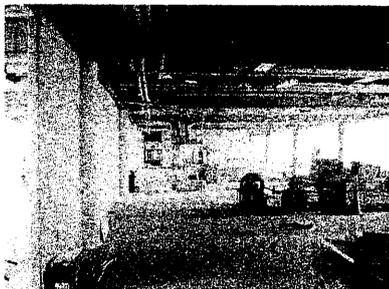
RF



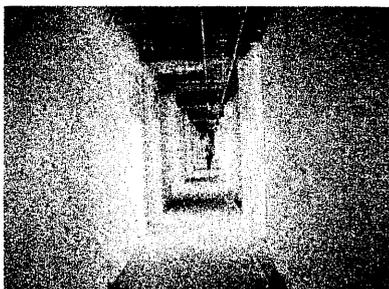
5F



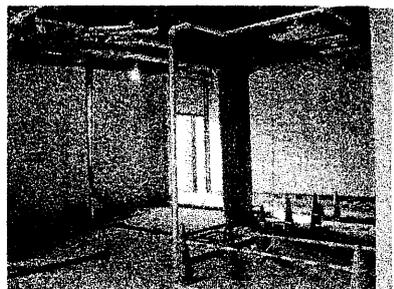
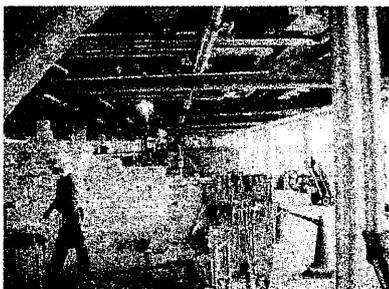
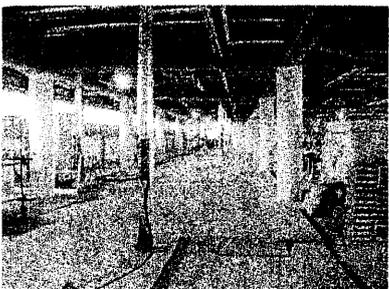
4F



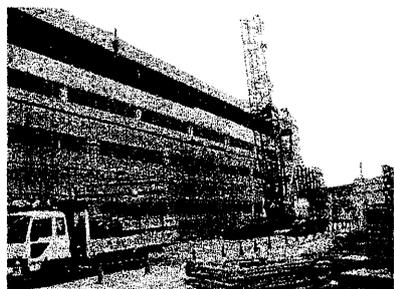
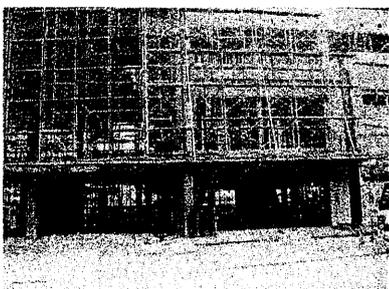
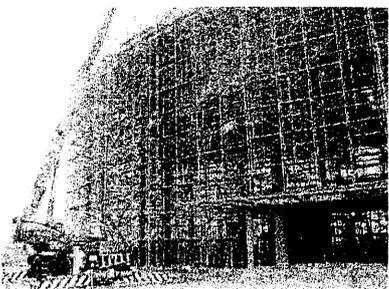
3F



2F



1F



北面

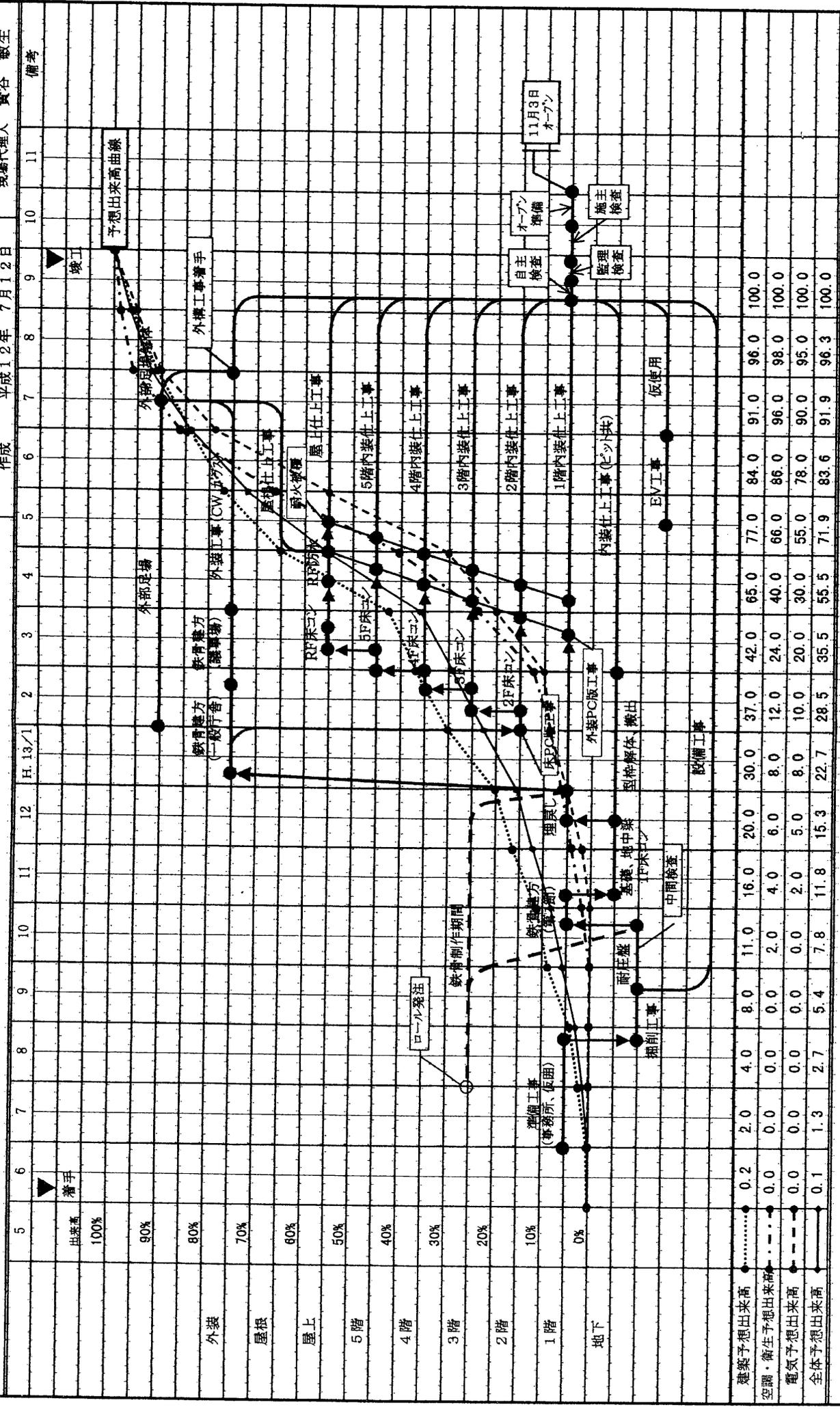
工事名称

上里町庁舎建設工事

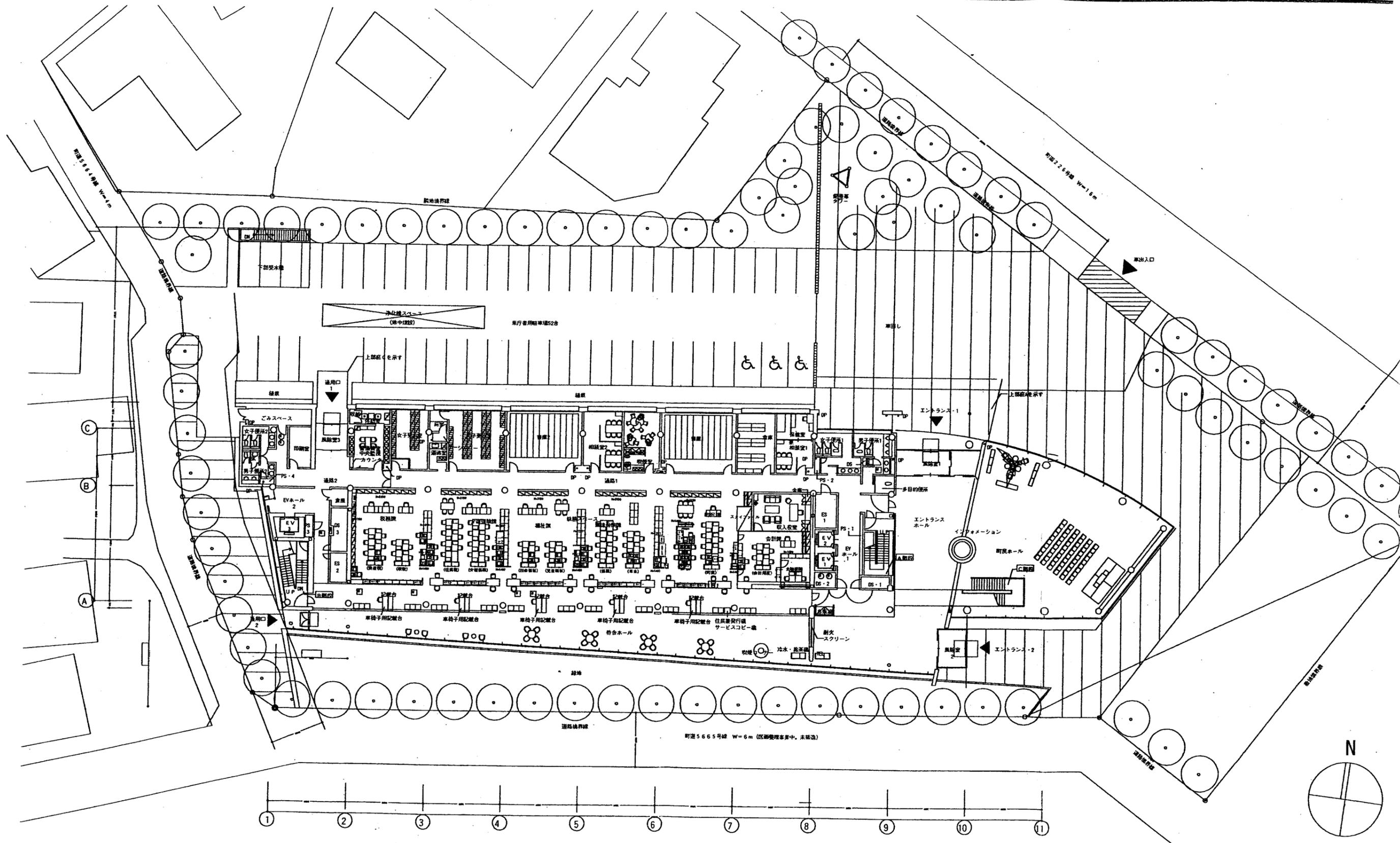
工事基本工程表

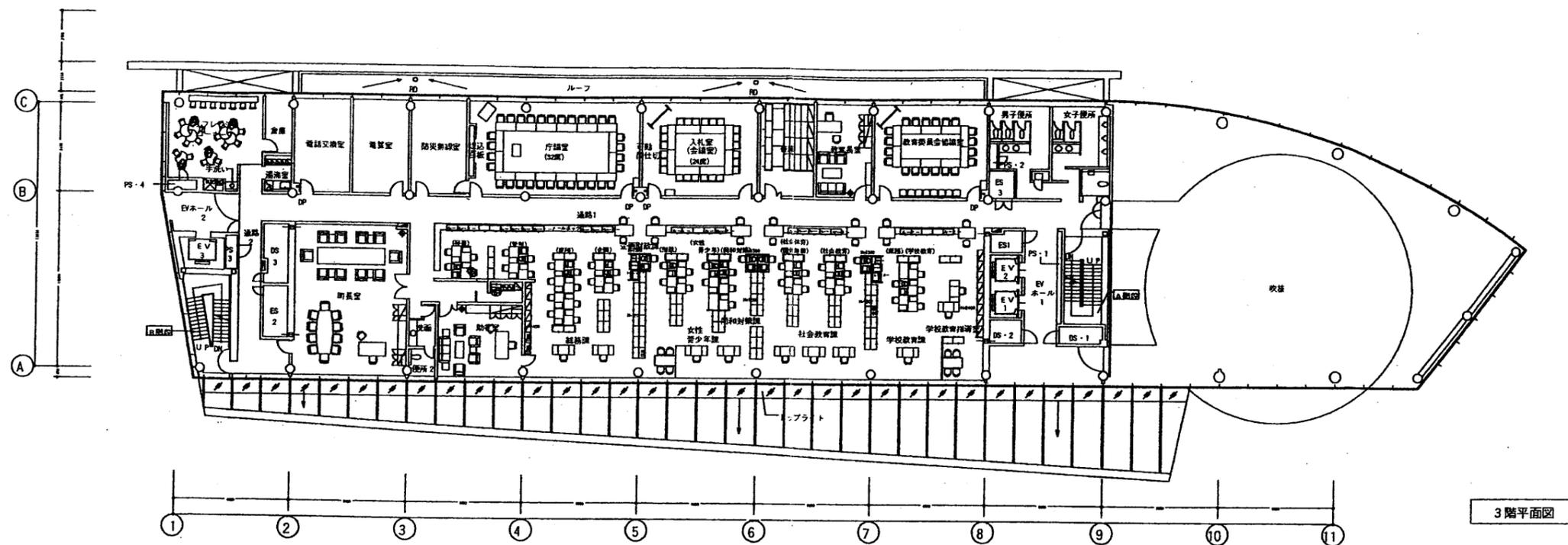
着手 平成12年 6月 7日
竣工 平成13年 9月28日
期間 15.7カ月間
作成 平成12年 7月12日
現場代理人 賢谷 敏生

西松建設株式会社
上里町庁舎作業所

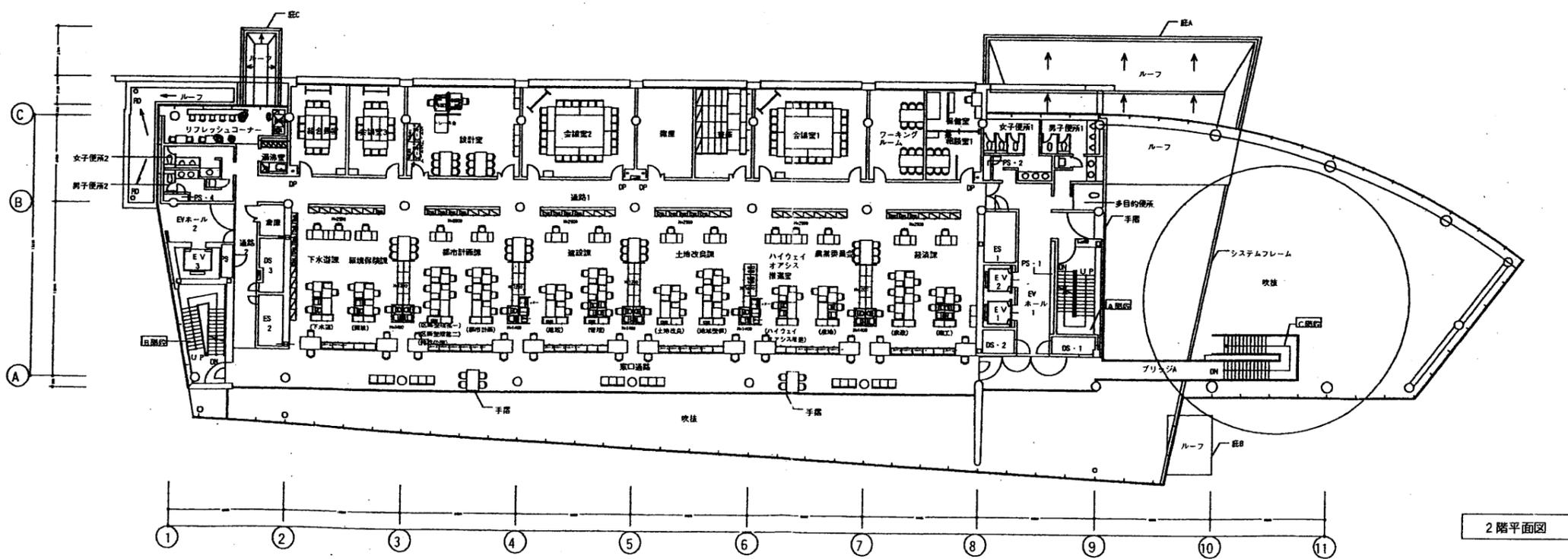


延面積	7365.62㎡	建物高さ	21.35m
構造	S造	基準階の高さ	4.2m
規模	地上5階	地業	直接基礎
		用途	庁舎

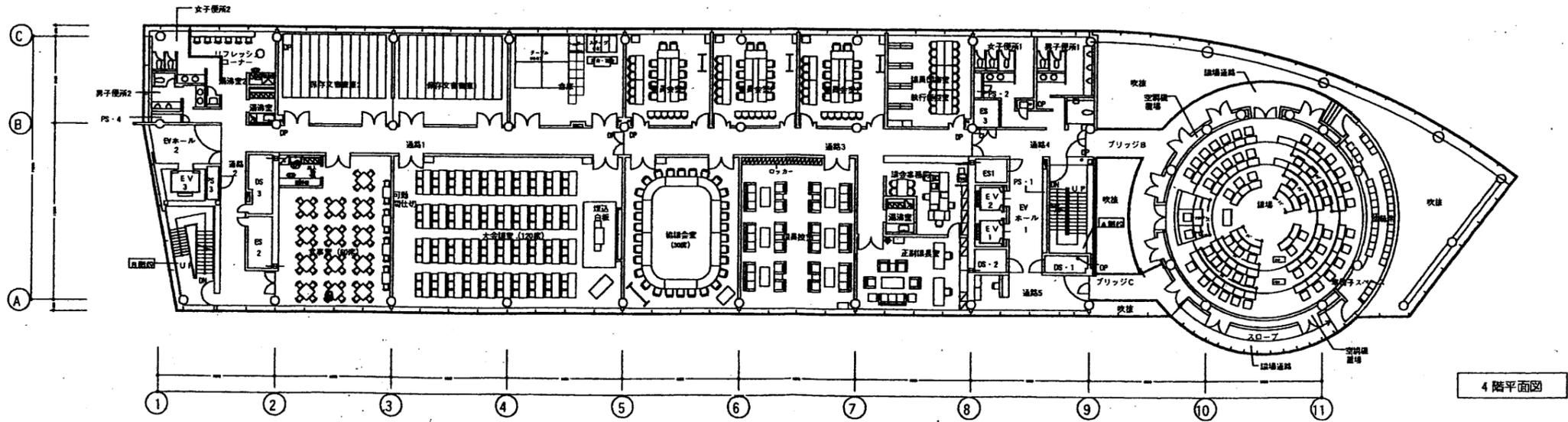
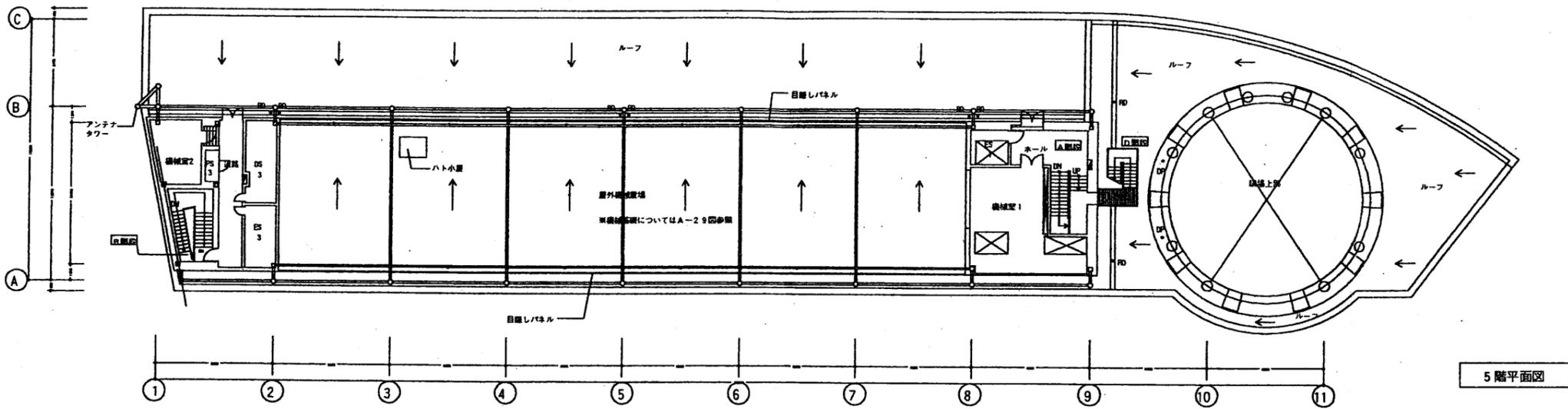
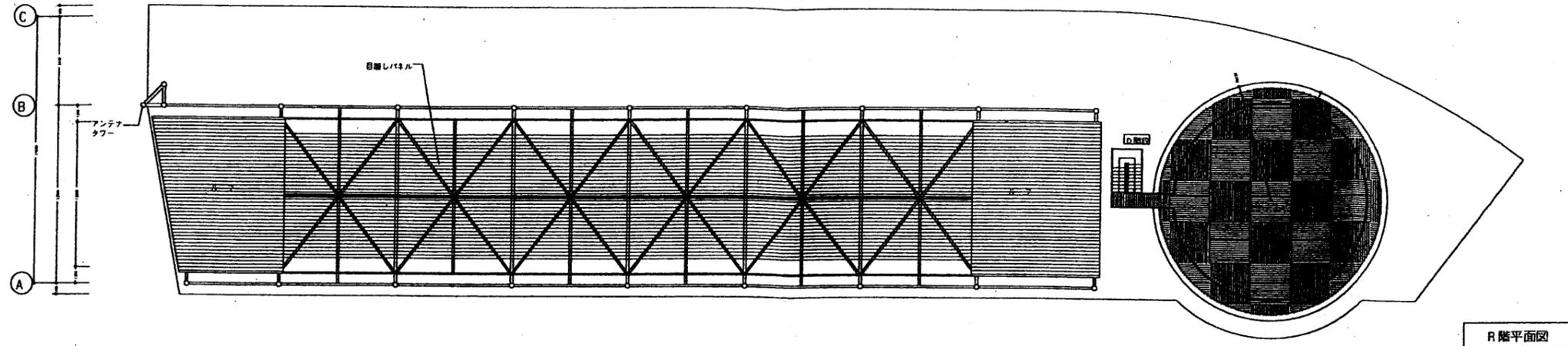


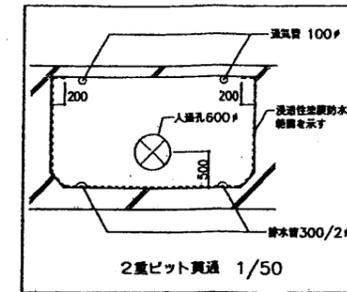


3階平面図

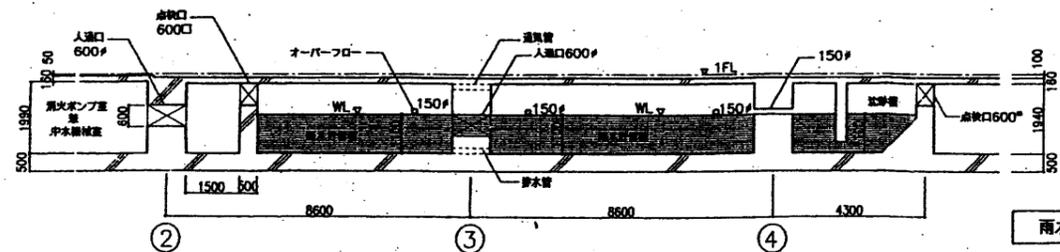
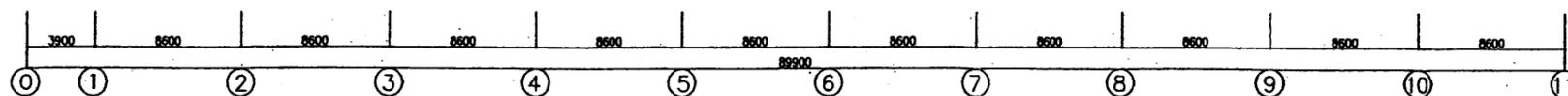
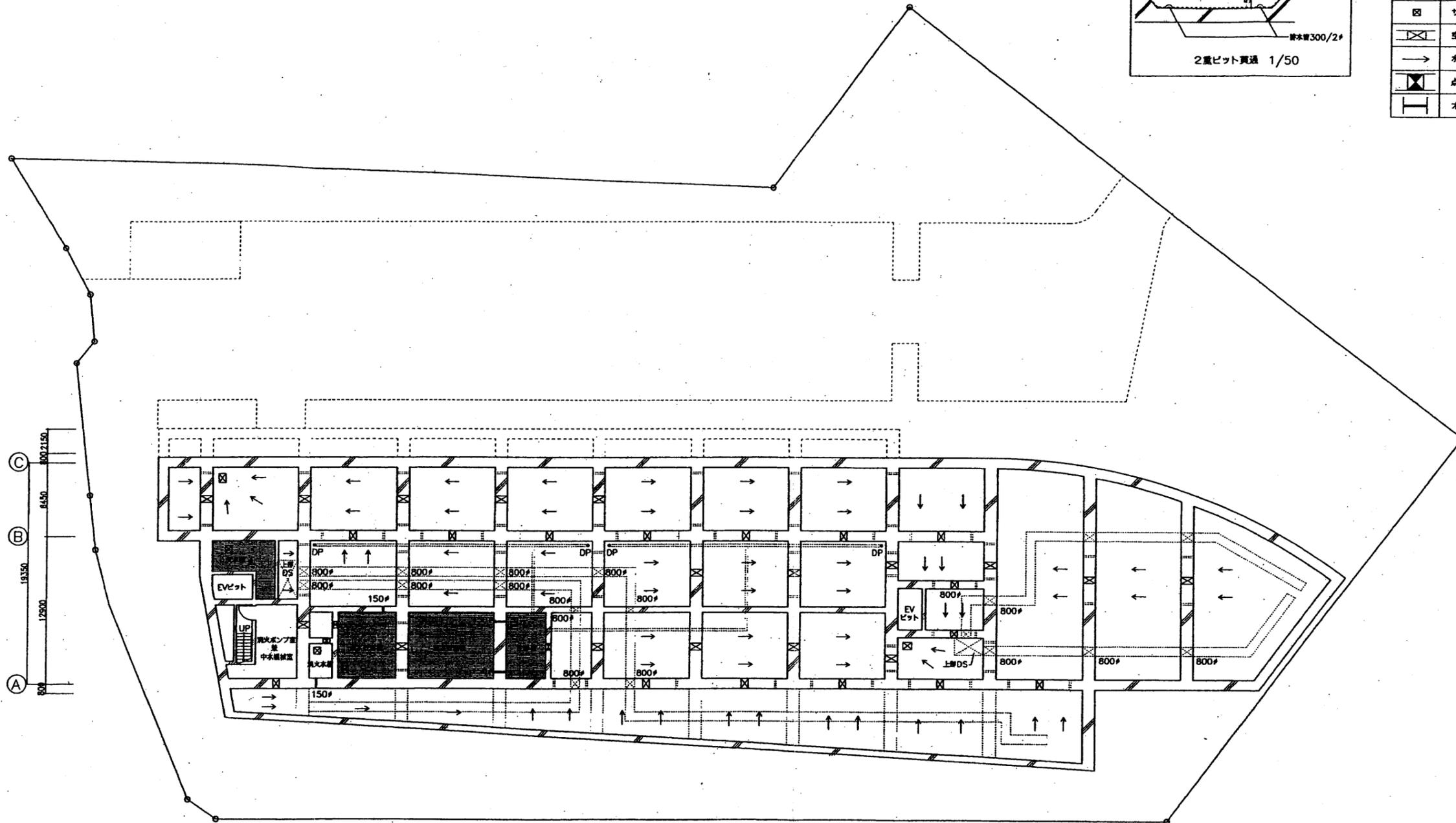


2階平面図

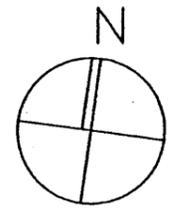


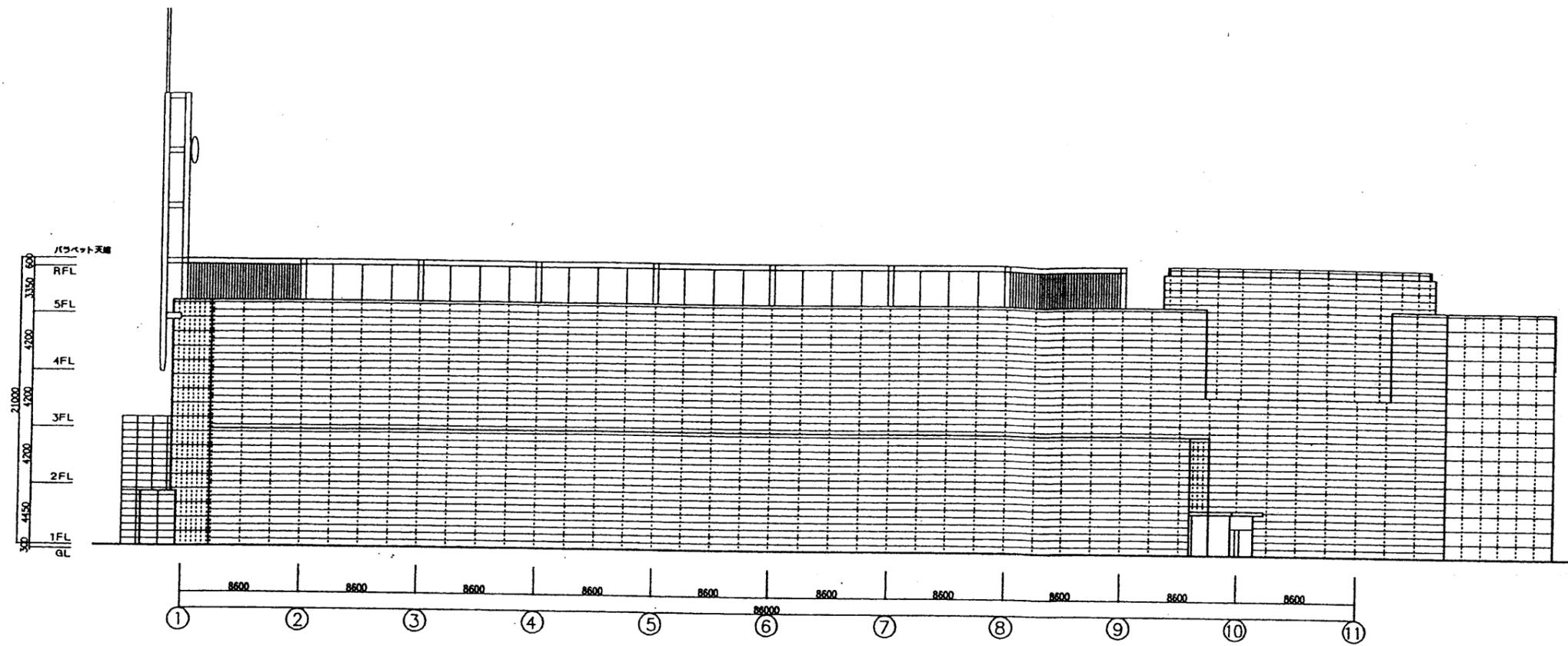


凡 例	
	人通り 600#
	マンホール (化粧タイプ) 600口
	通気管 100# (上部)
	排水管 300/2# (下部)
	サクションピット 1600x800x600H (上部マンホール600#x2)
	サクションピット 600x600x600H
	空調ダクト貫通口を示す
	水勾配1/100を示す
	点検口600口
	オーバーフロー管 150#

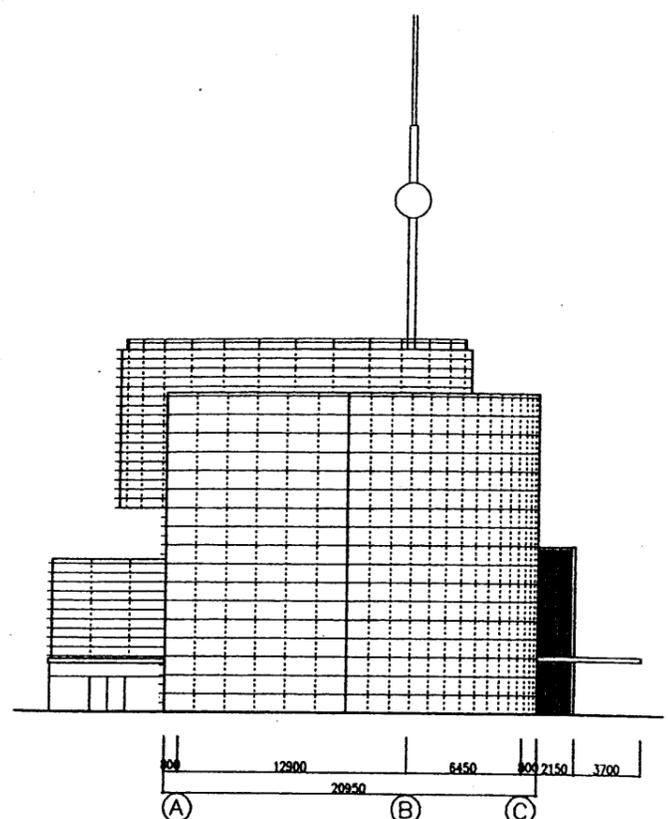


雨水貯留槽断面図 1

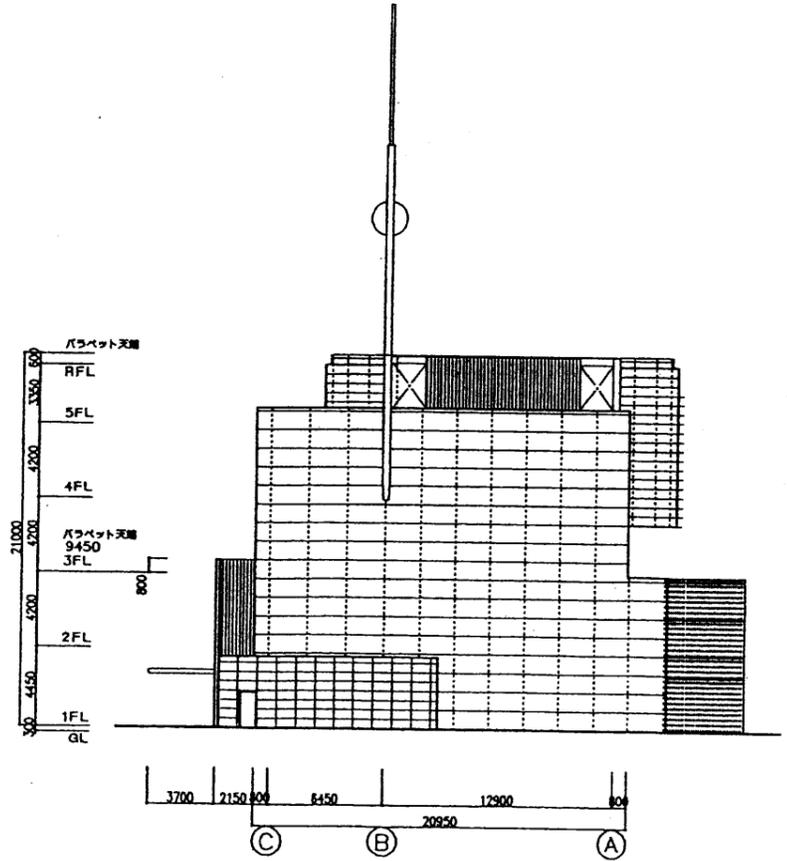




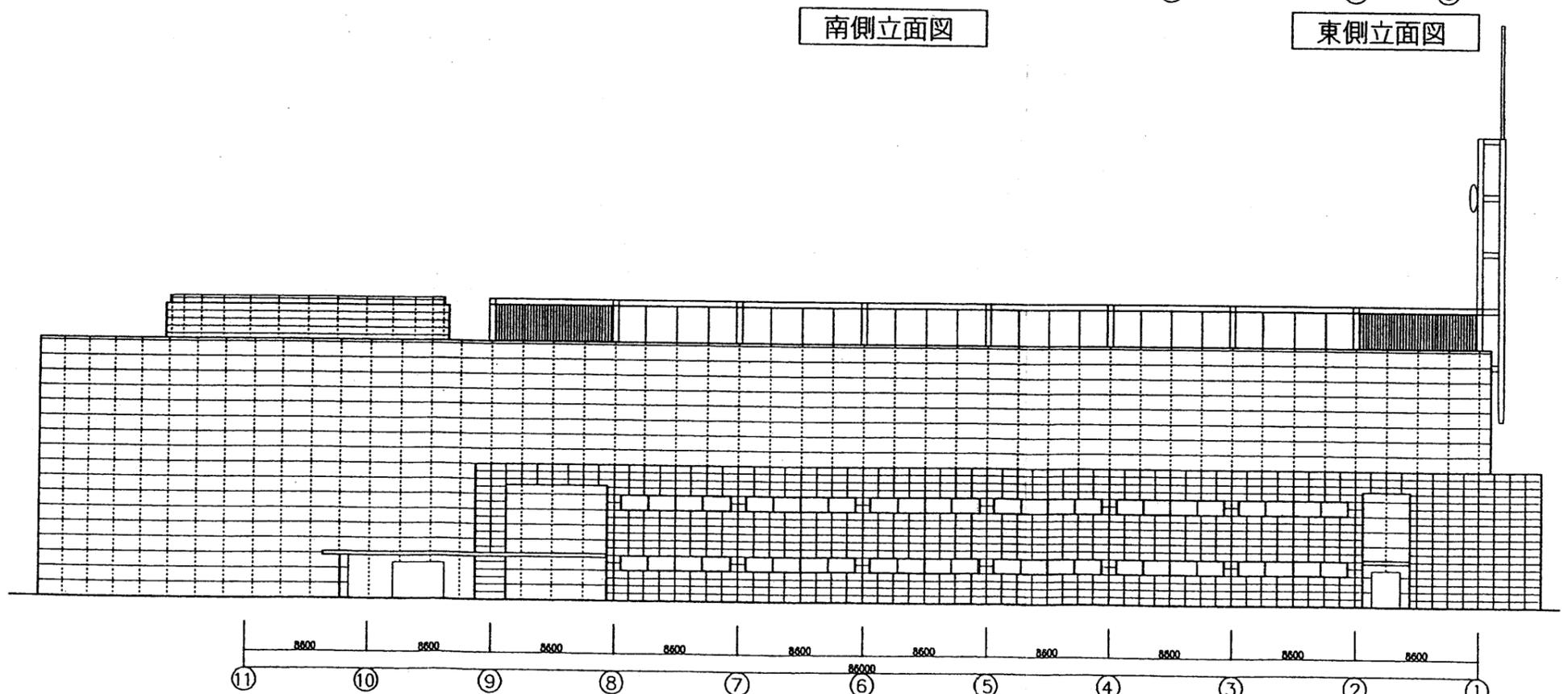
南側立面図



東側立面図

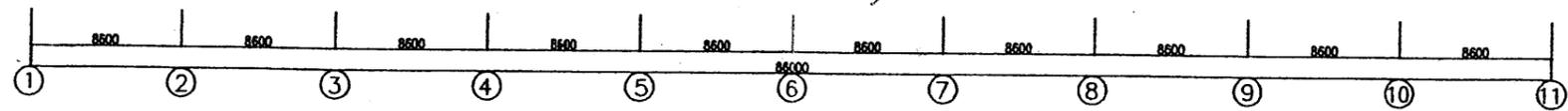
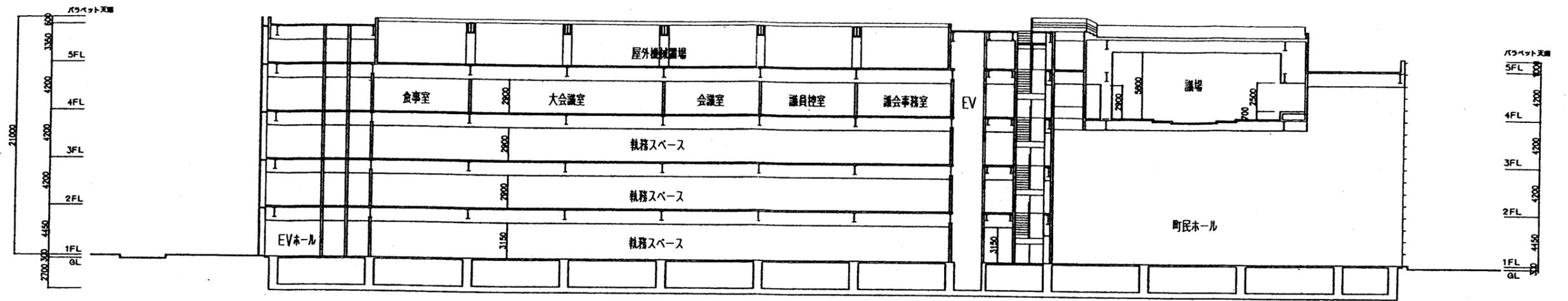


西側立面図

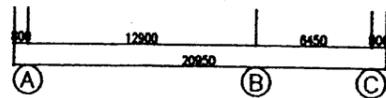
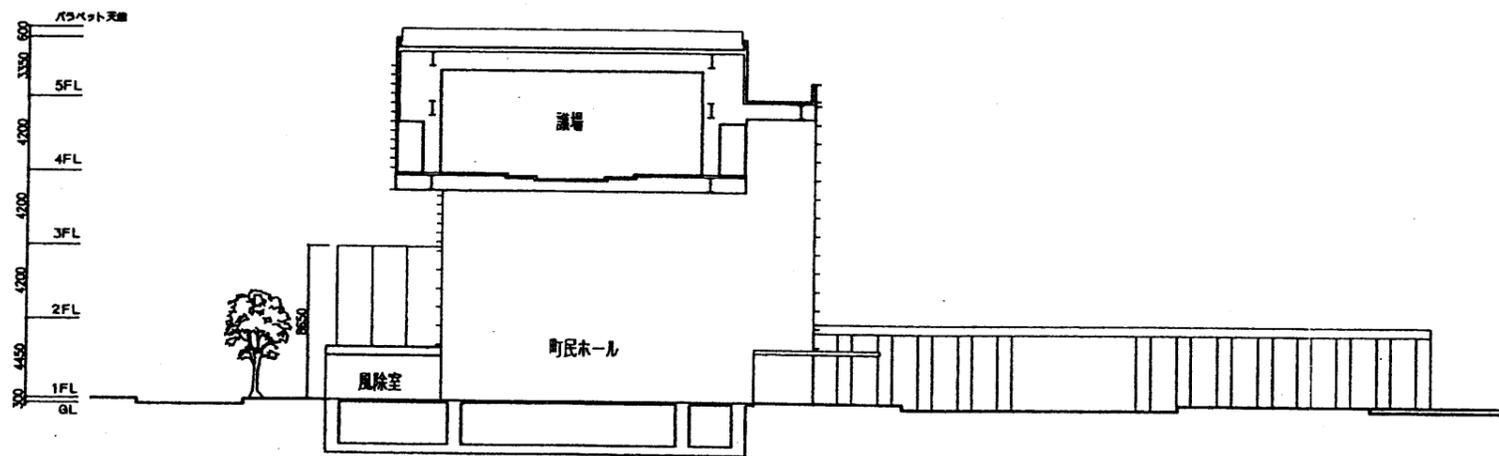


北側立面図

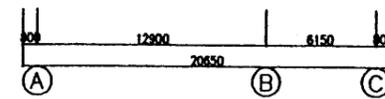
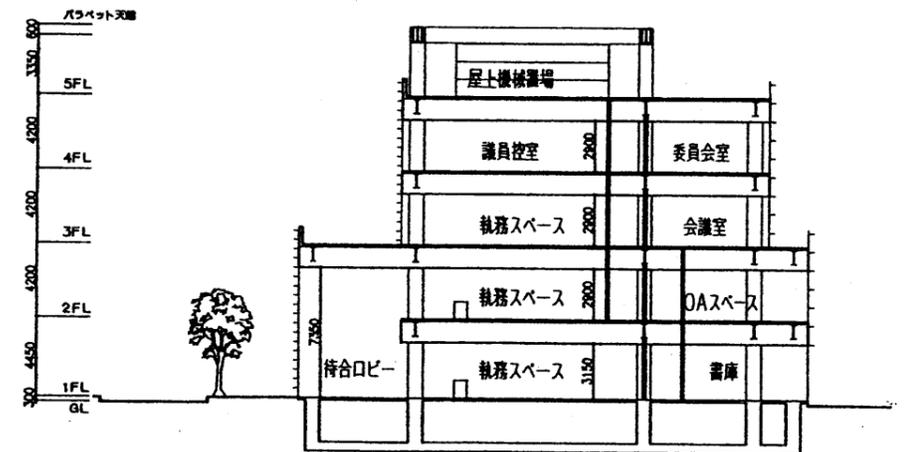
上里町庁舎基本設計	99.11	立面図	S=1:400	17
-----------	-------	-----	---------	----



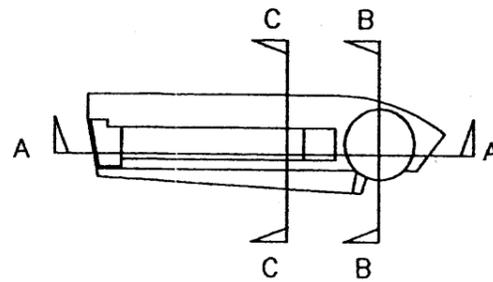
A-A断面図



B-B断面図



C-C断面図



上里町庁舎建設住民アンケート調査集計結果

- ・調査時期 平成7年10月
- ・調査対象 町内お住まいの20歳以上の方1,000人(無作為抽出)
- ・回答人数 370人(男性・158人、女性・208人、無・4人)
- ・回答率 37.0%

(1) 質問 現在の庁舎施設に対する要望や不便を感じた点等がありましたらお聞かせください。

- ◇ 駐車場が狭い、分散している 123人
- ◇ 庁舎、課が分散している 79人
- ◇ 庁舎が狭い、待合場所が狭い、寒い、ソファが不足 69人
- ◇ 不便を感じない 24人
- ◇ 庁舎が暗い、換気不十分 22人
- ◇ 各課の窓口、係がわかりにくい 18人
- ◇ 庁舎が老朽化している 17人
- ◇ 職員の対応が悪い、案内が不十分 14人
- ◇ 庁舎の出入り口(カーブのため)危険 13人
- ◇ 休日・昼休み業務を望む、業務時間の延長等 8人
- ◇ 庁舎内が汚い、整理整頓されてない 6人

その他、汚い、整理整頓されてない、役場の場所がわかりづらい、トイレが不備、階段が悪い等、少数意見ながら多数あった。

(2) 質問 建物の高さは、どの位が良いと思いますか。

- ◇ ① 3階建 147人 ② 4階建 52人 ③ 5階建 71人 ④ 6階建 34人
- ◇ ⑤ その他 41人

- ◇ 2階建 15人
- ◇ 必要に合ったサイズ 8人
- ◇ 1棟にすべての機能が納まれば何回でも良い 2人
- ◇ おまかせします 2人

その他 1階に行政組織を、予算に応じて、土地の広さによる、超高層ビル、特にない等少数意見あり。

- ◇ 無回答 25人

(3) 新庁舎の建設場所は、どの辺が良いと思いますか。

- ◇ 現在の場所 61人

◇ ワープ上里、図書館の近く	46人
◇ 町の中心地	45人
◇ 現在地周辺	41人
◇ 駅の近く	22人
◇ 交通の便利な場所	20人
◇ 神保原駅南	15人
◇ 駐車場が確保できる場所	12人
◇ 東小学校周辺	9人

その他、特定の場所の周辺等意見あり。

(4) 庁舎は、町のシンボルとしての象徴性を持ったものと考えられておりますが、あなたはどう思いますか。

◇ そう思う	181人
◇ 思わない	84人
◇ どちらともいえない	89人
◇ 無回答	16人

(5) 町のシンボルとしての象徴性を持った庁舎にするには、どんな点に配慮をしたら良いと思いますか。

◇ 利用者の利便性を重視した庁舎	19人
◇ 気軽に入出りできる庁舎	18人
◇ 機能性を重視した庁舎	12人
◇ 自然との調和を考え、緑化・花壇を多くした庁舎	8人
◇ デザイン・色を考えた庁舎	8人
◇ 広く、明るい庁舎	6人
◇ 町民が入るやすく、緑を多く取り入れた庁舎	5人
◇ 威風堂々とした庁舎	5人
◇ 身体障害者、お年寄りへの配慮した庁舎	5人
◇ 町の花、木、鳥を使い特色を生かした庁舎	4人
◇ 人口に見合った庁舎	3人

その他意見 働きやすい庁舎、オーソドックスな建物、外観に独創性のある庁舎、華美でなく、農業と工業の躍進発展を象徴した庁舎等少数意見ながら多数あり。

(6) 新庁舎建設反対 10人

児玉郡市全域の合併を望む。庁舎建設基金は、下水道、児童館、老人センター、道路整備、国体誘致にまわす。通学路、公園、病院を増やしてほしい、道路網の整備を行う等。

上里町庁舎建設職員アンケート調査集計結果

- ・調査時期 平成7年10月
- ・調査対象 職員
- ・回答人数 152人(男性・92人、女性・57人、無・3人)
- ・回答率 89.98%

(1) 質問 現在の庁舎施設に対しての要望や不便を感じた点等がありましたらお聞かせください。

- ◇事務所スペースが狭い 38人
- ◇事務所が分散している 23人
- ◇事務所が暗い 21人
- ◇庁舎が老朽化している 17人
- ◇会議室が少ない 16人
- ◇駐車場が狭い 14人
- ◇事務所待合室が狭い 11人
- ◇通路が迷路である 11人
- ◇窓口業務は同じ場所がないと不便 10人
- ◇課・係の窓口がわかりづらい 9人

その他意見 課・係の窓口が狭い、老朽化、通路が狭い、汚い、書類の保管庫や倉庫の整理統合を、収納スペースが少ない、冷暖房設備が不備等、その他少数意見多数あり。

(2) 質問 建物の高さは、どの位が良いと思いますか。

- ◇ ① 3階建 28人 ② 4階建 21人 ③ 5階建 52人 ④ 6階建 24人
- ◇ ⑥ その他 17人
- ◇ 平屋造り 3人
- ◇ 土地条件による 2人
- ◇ 敷地面積が不明のため 2人
- ◇ 7階建 2人

その他 敷地面積と人口に添った階数、将来の必要量に応じた検討、用途に応じて等少数意見あり。

(3) 新庁舎の建設場所は、どの辺が良いと思いますか。

- ◇ ワープ上里・図書館の付近 24人
- ◇ 現在の場所 15人
- ◇ 町の中央(中心地) 12人

- ◇ 現在地の近く 10人
- ◇ 遊水地付近 5人
- ◇ 公共施設に近い所 5人
- ◇ 神保原駅南で駅に近い所 4人

その他意見、特定の公共施設の隣接地・その周辺、農地の値段の安い所、わかりやすい所で込み合わない場所、駐車場が広く取れる場所、現在地の半径1km以内等意見あり。

(4) 庁舎は、町のシンボルとしての象徴性を持ったものと考えられておりますが、あなたはどう思いますか。

- ◇ そう思う 88人
- ◇ 思わない 28人
- ◇ どちらともいえない 34人
- ◇ 無回答 2人

(5) 町のシンボルとしての象徴性を持った庁舎にするには、どんな点に配慮をしたら良いと思いますか。

- ◇ 町民が気軽に利用できるような施設 8人
- ◇ 町民の意見を取り入れる 5人
- ◇ わかりやすく使いやすい庁舎 4人
- ◇ 高齢者、身障者の方たちが苦がなく来庁できる庁舎 4人
- ◇ すてきなデザインの建物にする 3人
- ◇ 町のイメージを表現しつつ、周辺の景観を考えて 3人
- ◇ 町民が集まりやすい複合施設とする 2人

その他意見 シンボルタワーを要望、町民、町民外からの応募によって決定したら、未来の町のシンボルとしての庁舎、緑が多く、住民の憩いの場という環境に、関連のある課を近くに配置する、会議室を多くする、木などをふんだんに使用し、暖かみのある親近感をいやくような建物、町の歴史の遺産となる庁舎等少数意見多数あり。

(6) その他

- ◇ 新庁舎の必要なし 1人

上里町庁舎建設事業費概要

庁舎建設事業は、平成11年度より実施され、総額30億円の事業となった。建物本体の建設は12～13年度の継続事業で施工され、9月28日に竣工。その後、内装・外構工事が施工され、11月3日町制施行30周年記念日にオープンイベント。

平成13年11月26日より役場業務が開始された。

1. 事業費年度別内訳

単位：円

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	計	備 考
用地費	134,696,600			134,696,600	
地質調査費	5,670,000			5,670,000	
設計監理費	50,850,000	27,141,765	26,702,235	104,694,000	
本体建設費		709,371,810	1,694,078,190	2,403,450,000	本体・内装・外構
内装工事費			241,218,757	241,218,757	工事費合計
外構工事費			85,160,146	85,160,146	2,729,828,903
水道加入金		1,932,000		1,932,000	
全面歩道切下			903,000	903,000	
テレビ対策設計費	932,463	1,281,000	720,300	2,933,763	
テレビ対策工事費		17,430,000	193,935	17,623,935	
備品購入費			5,999,595	5,999,595	
計	192,149,063	757,156,575	2,054,976,158	3,004,281,796	

2. 総事業費の財源内訳

単位：円

年 度	事 業 費	事 業 費 の 財 源 内 訳			
		国費・県費	地方債	基金等	一般財源
平成11年度 ～ 平成13年度	3,004,281,796	—	814,000,000	2,176,717,202	13,564,594
合 計	3,004,281,796	—	814,000,000	2,176,717,202	13,564,594

3. 建築（延床）面積

建築面積	2, 556.77㎡	鉄骨造り5階建 直接基礎	
延床面積	7, 365.62㎡	内訳 5階	194.568㎡
		4階	1, 735.962㎡
		3階	1, 407.989㎡
		2階	1, 554.099㎡
		1階	2, 397.165㎡
		地下ピット	35.856㎡
		屋外ポンプ室	39.982㎡
		合計	7, 365.621㎡

4. その他

敷地面積	6, 952.77	㎡
建築面積	2, 566.77	㎡
延床面積	7, 365.62	㎡
建ぺい率	36.77	%
容積率	105.93	%
最高の高さ	21.35	m
最高の軒の高さ	21.00	m

5. 施工業者等

設計・監理業者	(株)久米設計
建築工事	西松建設
機械設備工事	(株)大気社
電気設備工事	栗原工業(株)